

愛学労国庫問題を考える集い
学校事務はどこへ行く

04.1.12 集会記録
愛知県学校事務労働組合

1	主催者挨拶	1
2	愛学労の取り組み	2
2 - 1	目立った神田愛知県知事の言動	2
2 - 2	愛学労の取り組み	4
3	国庫負担はずし攻撃と全学労連の取り組みについて	6
3 - 1	まずはこれまでのおさらいから	6
	義務教育費国庫負担制度の二面性	6
	1984年財務省(大蔵省)による国庫負担はずし策動	7
	定数法と義務教育費国庫負担制度との関係逆転	7
	新自由主義路線による「構造改革」	10
3 - 2	2004年度予算編成作業の経過について	12
	02.12.18 「三大臣合意」	12
	03.06.27 「骨太の方針第3弾」三大臣合意の追認	12
	03.08 「総額裁量制」を文科省が方針化	12
	03.09 来年度補助負担金1兆円削減方針 文科省への割当て2,500億円	12
	03.11.21 総務省の削減案 加配教職員分1,900億・事務職員分1,200億を削減	13
	03.12.09 官房長官提案	15
	03.12.10 退職手当・児童手当2,300億円を削減し「税源移譲予定交付金」で措置すること とで決着	16
3 - 3	問題点と今後の展開について	16
	文科省が自ら蒔いた種	16
	文科省の負担金が総務省所管の枕詞付き交付金に変わっただけで歳出削減にはなっ ていない=総務省への「権限委譲」、「改革」のアリバイ	21
	来年度以降何を削るのか	23
	喜んでいる場合ではない	24
	03.12.19 政府・与党協議会での了解内容の意味するものは?	25
	全学労連の取り組みについて	27
4	質疑応答・意見交換	30
4 - 1	各省庁の利権について	30
4 - 2	06年「所要の検討」「結論を得る」の意味	30
4 - 3	税源移譲予定交付金はどこへ	31
4 - 4	市町村合併と国庫問題	31
4 - 5	学校事務とアウトソーシング	32
4 - 6	総額裁量制、具体的にどうなるのか	33
4 - 7	規制改革と教育委員会制度	34
4 - 8	総額裁量制と雇用	35
4 - 9	総額裁量制の行方	36
4 - 10	一般財源化、その受け皿は?	37
4 - 11	今後の展望、希望をもちとう。	38
5	集会のまとめ	40
	【巻末資料】	41

司会： 定刻になりました。これから、愛学労国庫問題を考える集会を開きます。まず委員長挨拶を。

1 主催者挨拶

こんにちは。今日はせっかくの休日のところ、お出でいただきありがとうございます。

愛学労としては、組合員の皆さんはご存知のように昨年末に国庫が外れたらどうするか、ということで話し合いをして、具体的には全県にはがき情宣をしようということで、はがきを金券ショップで買い込んで、文面を考えて、宛名シールを打ち出して、という作戦まで立てて、いざとなったらこれで行くぞということになっていました。

実はこの場はその話の続きでして、外れてしまったときの総決起集会というか、今後のことをまとめて真剣に考えようという設定の場だったんです。で、結局は外されなかったけれども去年の経過というのが一体どうだったのか、またそこから何を押さえておいたらいいのか、それから来年の今ごろはどうなっているのか、再来年はどうなのか、国庫が外されなくてよかったねということだけでなく、そういうことも押さえておかなければならないということで、設定した場です。

サラッと情宣でこういうことをやるよという呼びかけをしているだけなので、組合員も全員は集まってはいないので、そういう点では我々の気構えが足らなかったという面があるのかもしれませんが、今

日の集会の内容を今年・来年につなげていきたいということで、今日は勉強会中心で、更にいろいろな質問や討論の時間もとっているのです、分からないことや疑問なことがあれば、皆で付き合わせながらすごしていきたい、と思っています。



司会： 次に、情勢報告と提起ということですが、先に愛学労の取り組みということで担当執行委員から報告をお願いします。

2 愛学労の取り組み

全国情勢については、この後、佐野さんから話されますので、私のほうからはこの間目立った神田愛知県知事の発言や愛学労が取り組んできたことを中心に報告をしていきます。

2 - 1 目立った神田愛知県知事の言動

愛知県の神田知事は昨年度まではあまり目立った動きはなかったんですが、今年度、隣の岐阜県の梶原知事が全国知事会の会長になったということで、それに対抗してということはないと思うんですが、今回の三位一体の改革に絡んではいろいろな発言をしています。

まず、どういう動きがあったのかというと、6月10日に県と県教委が「国への施策並びに予算に関する提案・要望」を提出しています。それで義務教育

費国庫負担金に関する事項ですが、昨年度までは県教委要望という扱いだったんですが、今年度については知事部局扱いということで、県教委に言わせると「格上げ」になったという言い方をしていますが、知事部局扱いになって出されています。それで、その内容ですが、その要望書を読んでもみると、一般財源化を容認するとも受け取れる内容になっていました。愛学労は県教委に要望の真意を確認しまして、県教委は「県も県教委も国庫負担制度堅持の姿勢であるが、国が削減・一般財源化を検討している状況であり、一般財源化するならば財源措置をしてもらわなければ困るということである」という回答をしています。この時は、そうなのかなと思ったのですが、9月以降の神田知事の言動を見てみると、このときの要望事項が9月以降の言動の布石だったのかなと思います。

次に9月22日の県議会の答弁ですが、これは新聞にも載ったのでご存知だと思いますし、組合内部では資料配布をしました。「国から県に対する国庫補助負担金のうち251件、総額でいうと2,500億円は廃止して税源移譲すべき」と県議会で答弁しています。愛学労は速やかに県教委に問い合わせ、この251件の中に義務教育費国庫負担金も含まれている

平成 16 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

平成 15 年 6 月 愛知県

26 学校教育の充実と教育改革の推進について

(文部科学省、総務省、財務省)

本件は、限られた財源の中で、教育・分化・スポーツの積極的な推進に向け、極めて多岐にわたる教育的課題に対処しつつ、教育を巡る課題に対処しつつ、教育をめぐる幅広い意見を交換し、県民の多様な意見を取り入れながら教育改革を進める「教育新生」に取り組んでいる。

なかでも、学校教育においては、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動などの未然防止や、早期発見、早期解決のための相談体制の充実、基礎学力の向上ときめ細やかな指導を目指した少人数による授業の実施など、一人ひとりの児童生徒に教職員の目が行き届くよう、より一層、教職員の配置を改善することが不可欠となっており、今日の厳しい財政状況の中で、所要の財源確保に努めているところである。

とりわけ、義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を保障するための根幹をなすものであり、現在、国が進めているこの制度の見直しは、地方財政運営に支障を生ずるだけでなく、義務教育の円滑な推進にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

さらに、公教育の一翼を担っている私立学校は、新しい時代に対応する特色ある教育を目指して、学校教育の発展に大きな役割を果たしているところであるが、近年の長期的な生徒減少期の中で、私学経営の悪化、保護者の経済的負担の公私間格差や教育設備の高機能化など多くの問題や課題を抱え、特に、地震防災対策として教育設備の耐震化の促進は急務となっており、私学助成の一層の充実が求められている。

については、次の点について格段の配慮をされたい。
(1) 義務教育費国庫負担金の一般財源化の検討においては、税源移譲等による税財源措置も含めた、所要の財源の確保についても併せて検討されるよう強く要望する。

中日(夕刊) 03年11月10日

税源移譲に優先順

愛知県知事 義務教育費など4.3兆円

あす国に提案

税財政の三位一体改革一日に国に提案する。移譲の中身に優先度合いを付けて公表するのは全国で初めて。
愛知県知事は、このうち「義務教育費など四・三兆円を優先してほしい」との要望をまとめた。児童保護費など都道府県の

関与の強い事業の財源を、党が十八兆円、全国知事優先して移譲するよう主張。移譲を確実に実現させるため、国債ではなく、相税を財源にした事業も優先するよう求める。地方への税源移譲としては、国が四兆円、民主

中日(夕刊) 03年9月22日

愛知県へ200億円を
税源移譲すべきだ
県議会で知事明言
田中志典氏(自民)の代表質問に答えた。
県財政課によると、本年度の国から同県への補助金は二千六百九十億円(二百九十件)。うち93・2%にあたる二千五百億円(二百五十一件)は「国の関与を廃止し、地方自治体が」地域の実情に合った施策を展開できると判断した。

ことを確認しました。このことについて、県教委は交渉席上、「国庫負担制度堅持の立場だが、知事の考えに反対することは難しい」との見解を示しました。このことを考えると、国庫負担問題における県教委の対応能力の低下が明らかになったと思います。

それで11月に入って、10日に神田知事は国庫補助負担金の税源移譲優先リストというのを発表しました。これはまず何を税源移譲すべきかというリストなんですが、第1の優先グループの中に義務教育費国庫負担金も入っていました。それで知事は翌日の11日には総務省のほうへ出向いて麻生総務相に直接提出して、なおかつ他の都道府県の知事にもこのリストを送っています。

それで年が明けた1月5日、1週間前ですが、年頭記者会見で「総額裁量制を活用して少人数学級を導入したい」という意向を明らかにしました。義務

平成16年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望
平成15年6月 愛知県教育委員会
教職員定数改善計画の着実な実施及び次期教
職員定数改善計画の早期策定について

(初等中等教育局)

いわゆる標準法に定める教職員定数は、公立義務教育諸学校にあっては第7次、公立高等学校にあっては第6次の改善計画が進行中であるが、基礎・基本の定着、児童生徒一人ひとりに目が行き届くきめ細やかな指導の充実を図るとともに多様な高等学校教育の展開に対応するため、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画及び第6次公立高等学校教職員定数改善計画の平成17年度完結に向け、着実に実施されるよう要望する。

また、児童生徒の基礎学力向上、いじめ・不登校及び問題行動等への対応などの観点からも、きめ細やかな指導がいつそう可能となる学級編成基準の引き下げが急務であり、学級編成基準の引き下げを含む次期教職員定数改善計画を早期に策定されるよう要望する。

教育費国庫負担制度の「総額裁量制」を活用して今春の2004年度から小学校1年生を対象に少人数学級を導入するというので、県教委に対して検討するように指示を出しています。愛学労は県教委に対してその内容について確認をしました。「文科省から具体的な話が無く、検討するにしてもどういう風にするのか困っている」と。ただ、愛学労からの確認に対して「学校事務職員の定数を削減することは今のところ考えていない。あくまでも標準定数法の職種の枠内で定数配置を考えていく」ということを一応答えていました。

…といったように、神田知事はこのところずっとこんな風で、国庫負担金に関するいろんな言動をしてきていて、目立っているなあというのが県内の特徴だと思えます。

2 愛学労の取り組み

2 - 2 愛学労の取り組み

愛学労の取り組みですが、これは例年と同じように取り組んできたところです。

まず、機関紙による情宣活動がありました。また県の事務研の大会の折にもピラマキを行ってきました。

また、県教委交渉・折衝を通じてこの間の動きにあわせた折衝・交渉を継続して行ってきました。

それから、県の地方6団体への要請ですが、市長会・町村会・市議会議長会・町村議会議長会・都市教育長協議会・町村教育長協議会の6団体へ6月に要請行動を行いました。あわせて県議会・県内88市町村議会にも陳情を行ってきました。愛学労としてはできるだけ早い時期に、情勢が緊迫しているということで6月議会を目指して行ったのですが、県議会も含めた多くの議会で愛教組・愛事組の陳情提出に併せて9月議会に先送りされました。審議でも同じ内容と判断され、多くの場合は「みなし採択」という扱いにされてしまいました。国に出された意見書も、愛学労の陳情は「国庫負担制度の維持と事務職員の必置規制見直しに反対」ということで意見書を出してくれという内容だったのですが、「学級規模の縮小」を含めた愛教組・愛事組の陳情趣旨に添う内容が大半でした。

次に全学労連の取り組みに関して愛学労がどう取り組んできたのかということですが、国会請願の紹介議員にということで地元の議員、参議院の大脇雅子議員にお会いして今までどおり引き受けていただけることになりました。

それから、国会請願の署名活動ですが、昨年度を上回る人数分を集約することができました。特に、組合外からも例年に増して多くの署名が寄せられ、非常に心強く思いました。署名の集約数は、710名分(全学労連本体では14,743名分を集約)で1月19日招集の通常国会で審議予定になっています。

全学労連の緊急行動にも、6月13日の緊急集会、12月12日の全国総決起集会にできる限りの組合員参加ということで対応してきました。あと、首相に対する要請ハガキ集中行動(6月)や総務相に対する抗議打電行動(12月)もやってきました。

愛学労という小さな組合なんですけど、可能な限りの取り組みはできたのではないかなと思っています。

時間があるので、年が明けてからの動きについて少し報告します。

1月4日付の朝日新聞、それから5日付の中日新聞(夕刊)をつけておきましたが、これは先ほど話した知事の年頭記者会見に関する部分です。総額裁量制を活用して少人数学級を導入したいというところなんですけど、まず、中日の記事を見てください。最初に私が目にしたのはこの記事ですが、「国の規制緩和を利用し、教職員の人件費の総額を増やさずに」、これが総額裁量制ですね、それから一番最後のくだりですが「都道府県はそれぞれの考えで教職員一人当たりの給与を押さえて人数を増やすことができる」、この一人当たりの給与を押さえてということがどういうことなのかなと思ったんですけど、これは正規を非常勤に置き換えてということなのだろうと予測も立ちました。

ところが、その前日に朝日の方がかなり詳しく出していました。それを読むと現在行われている少人数指導を少人数学級に切り替えるという内容になっています。これを読む限り事務職員の定数には特に影響はないだろうと思えたのですが、念のために県教委に先ほど述べたように確認を取りました。

今のところ県教委のほうは学校事務職員の定数については手を触れないという確認をとっていますが、今後どんな動きがあるのかわからないので、このことについては今後も県教委に対して常に確認を取りながら追及していきたいと考えています。特に、この問題については、万一国庫負担が外されて一般財源化された場合も、秋の交渉では県立学校方式、一般財源化されても定数法に則った配置はしていくという回答は得ていますが、何時県教委も心変わりというか方針を翻すかわからないので、今後ともこのことについては常に確認を取りながら追及していきたいと愛学労としては考えています。

簡単ですが以上です。

小1春から少人数数学級

神田・愛知知事 規制緩和で公立 年頭会見で表明

愛知県の神田真秋知事は五日の年頭記者会見で、県内の公立小学校の一年生を対象に新年度から少人数級制を導入したいとの意向を明らかにした。国の規制緩和を利し、教職員の人員費の総額を増やさずに現在の一学級四十人を三十人台に減らし、きめ細かい指導を目指す。神田知事は「新年度の予算編成に向け、特に小学一年生で少人数級をできないか工夫を凝らすよう、担当課に指示をした」と述べた。国の規制緩和は文科省が打ち出した教職員給与の「総額裁量制」。国と都道府県が半分ずつ負担するが、国は原則として

都道府県ごとの教職員数の考えで教職員一人当たり口を出さないことし、りの給与を抑えて人数を増やすことができる。

04年 1月4日

少人数数学級

愛知県が本格検討

「習熟別」など人件費転用

愛知県教育委員会は、小学一年生を対象に30、35人程度の少人数級を今春から導入するため本格的な検討に入った。文科省の制度緩和を受け、習熟度別学級などの「少人数指導」に充てていた人件費を転用し、新たな財政支出をせずに対応する計画。ただ、一定の効果が上がっている少人数指導にしわ寄せが来

ることに、現場には反対が根強い。県教委は市町村教委などの意見を聴きながら、1月中旬までに最終的な判断をする。県教委は、財政難を理由に少人数級の導入に及び腰だったが、文科省が三位一体の改革の一環として「総額裁量制」を打ち出したのを機に、姿勢を転換した。総額裁量制では義務教育費の弾

力的な運用が認められ、少人数級専用の教員の人件費を、少人数級に転用できるようにする。昨年5月現在の児童数ををもとにした県教委の試算では、988校のすべての公立小学校の1年生を30人学級にした場合、595学級増え担任の人件費だけで年間約61億円かかる。同様に35人学級の場合は、260学級

度から地方分権の一環として導入される。これにより、1人分の教職員の給与で2人の非常勤を採用したり、給与水準を抑えて人数を増やしたりすることが可能になる。

この案に対する市町村教委の反応は複雑だ。「少人数級はせひともやって欲しいが、少人数指導も導入されて3年目。ようやく軌道に乗ってきたのに、しわ寄せがくるのは困る」と、反対意見も少なくないという。このため、県教委は、全県一律の導入ではなく、加配教員の運用を市町村の裁量にまかすことも含めて、検討を進めている。

文科省などによると、全国では今年度初めまでに19県で少人数級を全県一律に実施、30人学級は秋田や福島など6県で導入されている。

《総額裁量制》公立小中学校の教職員給与の半分を補助する義務教育費国庫負担金について、都道府県ごとに教職員の標準定数などをもとに総額を決める制度。使い道は地方に任される。来年

費は約73億円にのぼる。県教委の現行の計画では、少人数指導の授業コマ数は現状を維持しながら、人件費の安い非常勤講師の割合を増やす。そうすれば、人件費総額は増やさずに「少人数級」は実現可能と判断。来年度からの実施に向け、最終的な調整に入

予算措置が本筋 少人数級などの問題に詳しい中嶋哲彦・名古屋大教授（教育学）の話 国がしかるべき予算措置をしなければ、ただ使

道を任せられても地方が困るのは当然。愛知県の少人数級の計画では、非常勤の教員を増やす分、常勤にしわ寄せがきて学校運営全体に影響を及ぼす可能性もある。国や県が一時しのぎで市町村に問題を丸投げしているに過ぎない。

04年 1月4日

司会： ありがとうございます。今、愛学労の取り組みということで話をさせていただきましたが、続いて、全学労連事務局の佐野さんから。佐野さんは昨年、緊迫した国庫情勢の最前線にいた方で、生々しい話も聞けるのではないかと思います。それではよろしくをお願いします。

3 国庫負担はずし攻撃と全学労連の取り組みについて

全学労連学校行革対策部 佐野均

全学労連の佐野です。職場は埼玉県の朝霞市です。

私の全学労連事務局の中での役割分担は、学校行革対策部とあって、どちらかといえば共同実施とか、教育改革とかの関係の担当で、国庫負担問題の担当というのは実は別の人がいるのですが、いつのまにか複数でやるようになってしまいました。

この間の国庫負担問題の特徴ですが、1984年に当時の大蔵省(今の財務省)が、85年度予算から歳出削減のため教壇に立たない人間は外すぞと言いつたのがこの問題のそもそもの始まりですが、その局面から大きく変わって、単に財政問題でなくて、教育改革の問題、学校事務職員制度、学校職員制度をめぐる問題に大きく転換してきた。もっと言えば、いま小泉政権が進めている構造改革、この国の形をどう変えていくのかという話にまで関連してきて、そういう大きなレベルの話から発するようになったということで、問題が重なってきて、元々担当でない者も義務教育費国庫負担制度の問題をあわせてやるということになってしまっているんです。

もう一人は、神奈川の池上さんという人がいるんだけど、その人が正式には国庫負担の担当なんです。このところの全国代表者会議の文書を書くのも双方の協議により国庫の方針を書くようになってしまっているんで、私も国庫負担問題の担当といえば担当で、そうでないといえばそうでないような立場です。

今日、話す内容は一応レジュメを作ってきました

た。「国庫負担はずし攻撃と全学労連の取り組みについて」というやつですが、年末の全国総決起集会のときに話した中味を翌日の臨時全国代表者会議で改めて資料を基に話しました。そのときの資料が今日配られている「三位一体改革について」と表題のある一連の資料です。それから、喋った内容を文書化したものが「義務教育費国庫負担制度の行方について」と題するものです。それプラス正月明けに予算の政府原案が明らかになっていますので、それをプラスして今後動きがどうなるのかということと話していきたいと思います。既に聞いたことがある内容があるかもしれませんが、新しい内容も織り交ぜていきますのでご容赦を。

3 - 1 まずこれまでのおさらいから

義務教育費国庫負担制度の二面性 国の責任としての財源補償 による地方支配	文科省による
--	--------

最初に国庫負担問題の局面がずいぶん変わったと言いましたが、それはどういうことかということで、これまでのおさらいをしてみたいと思います。義務教育費国庫負担制度とはそもそも何だったのかということを変更して確認したうえで、次の話に移っていききたいと思います。

義務教育費国庫負担制度は戦後の義務教育に対する財政上の保証として基盤を作ってきた、それに基づいて定数法なり、県費による給与負担制度ができてきた一番根っこになる部分だったわけです。

レジュメには「二面性」と書きましたが、一つには国の責任として地方に義務教育として財源の保障をするということ、そしてそれは同時に、文科省(旧文部省)による地方の教育支配の手段でもあったということです。

例えば、自治労系の人たちは文科省による地方支配という一面を重視して、一般財源化を教職員も含めて全部やるのなら地方の自由度が増して地方分権のためになって良いんじゃないかということを使う人もいます。ところが、私たち学校事務職員にとってどうなのかというと、少数職種ですから大多数の

教員の中に混ぜられてしまわないで、少数の職種でもきちんと財源保障されることによって定数が確保されていくという、言ってみれば我々の労働条件なり、定数、職を守る機能も果たしていたということをあまり過小評価しない方が良いんじゃないかなと私は思います。だから、余計に定数標準法と国庫負担法との関係というのは重要な要素になってくるのです。まして事務職員だけを国庫負担から外すということについては、我々、少数職種に対する影響というものは相当大きなものになります。だからこそ、全国の事務職員が、全事研なんかも含めてですが、相当な危機感をもって運動をやったというわけですが、そういう構造が背景にあったのではないかと思います。

1984年財務省(大蔵省)による国庫負担はずし策動
事務・栄養の一般財源化 負担転嫁への地方の反発

1984年に、1985年度予算から大蔵省が国庫負担はずし、事務・栄養のように教壇に立たないものにまで国庫負担をする必要はないだろうということで一般財源化する動きをしました。それに対して、地方は、当該の事務・栄養職員は当然のこととして、地方自治体、地方六団体等は一斉に反発をしました。それから文部省(現文科省)は自分のところの省益が削られることになるのですから当然反発する、自民党の文教族も反対する、野党はもちろん反対ということで、大蔵省は地方や中央の文教族から包囲される形で、結局、以後約20年間ずっとそれが止められてきたという経過があります。

「資料1-1」を見てください。「義務教育費国庫負担制度の概要」、これは文科省が作成した資料なんです、よくまとまっているので載せました。義務教育費国庫負担制度の歴史が概観できます。その次の「資料1-2」も年表的にまとまっています。資料1-1の国庫負担の経緯を見ますと、一目見て山型になっています。それが1985年から下がり始めていますが、今言いました財務省(旧大蔵省)が国庫負担はずし策動を始めた年です。その最初の年に旅費と

教材費が削られて、だんだん以後少しずつ少しずつ削られていって今の状態になるわけですね。それで、来年度からは一番右の部分、給与・諸手当しか残っていません。上の児童手当、退職手当も削られることが決められてしまいました。

もともと事務職員というのは、戦後、1953年から国庫負担の対象になっています。国庫負担制度は戦前にできた制度なんです、戦後しばらくの間はまるっきり一般財源のなかで義務教育費国庫負担金というのはなかったわけです。ところが、やっぱり財政的に地方が大変逼迫して酷い状態になってしまったので国庫負担制度を新たに制定するしかなかったという風に聞いています。私はそのころいなかったのですが、それがだんだん肥大化していって、1985年を境に今度は縮小するという歴史をたどっているわけです。

国庫負担は、当然財源を保障していくという制度でしたから、財源補償もなしに削るというだけの話を大蔵省がしたことに対して、負担転嫁であると地方は大反発をした。それで全学労連はこの時に「これは大変だ」ということで、地方から中央(大蔵省)を包囲しようという戦略を立てて、各地方議会やら地方の教育委員会、それから地方団体等に働きかけて、要請書を出してもらって、それから自分たちも要請をするということで、それが20年間功を奏してきたという歴史があります。

定数法と義務教育費国庫負担制度との関係逆転
1998年9月中教審答申
「今後の地方教育行政のあり方について」
財源保障に基づく定数確保 国庫負担金の算定基準

「定数法と義務教育費国庫負担制度との関係が逆転した」ということですが、私たちは15年以上国庫負担はずし阻止のたたかいをやってきましたが、それとは別に社会的には、だんだん教育改革の話が持ち上がってきました。その教育改革の話の中で地方分権という話も出てきました。

中教審が、中教審に関連してちょっと横道に入り

【資料 1 - 1】

資料 5

義務教育費国庫負担制度の概要

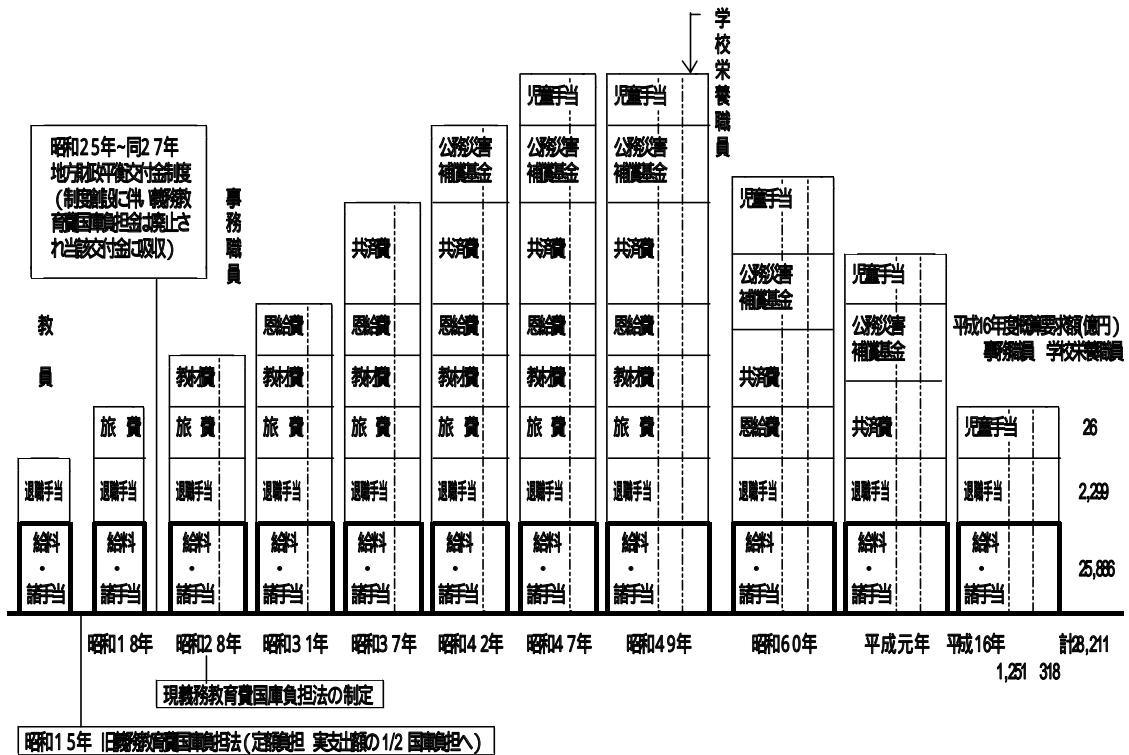
1. 概要

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法に基づき、公立義務教育諸学校の教職員の給与費等について、都道府県が負担した経費の2分の1を国が負担。

これにより、全国すべての学校に必要な教職員を確保し、都道府県間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られている。

- (1) 国庫負担対象経費 給料・諸手当, 退職手当, など
- (2) 国庫負担対象人員 約70万人(校長, 教頭, 教諭等, 養護教諭等, 事務職員, 学校栄養職員)
- (3) 平成16年度概算要求額 2兆8,211億円

2. 国庫負担の経緯



(最近の制度の見直し)

国と地方の役割分担、費用負担の在り方等の観点から、義務教育費国庫負担制度の根幹は堅持しつつ、これまで次のような見直しを実施。

- 昭和60年度.....旅費, 教材費の一般財源化
- 平成元年度.....恩給費の一般財源化
- 平成5年度.....共済費追加費用等の一般財源化
- 平成15年度.....共済費長期給付等の一般財源化

4 . 義務教育費国庫負担制度の沿革

【資料1 - 2】

年度	摘 要	給与負担	任命権者
大正7年	市町村義務教育費国庫負担法 ・市町村財政の負担軽減と教育の改善とを目的として教員の俸給の一部を国が負担。	市町村、国	国の機関としての知事
昭和15年	義務教育費国庫負担法 市町村立小学校教員俸給及び旅費の負担に関する件（勅令） ・市町村財政力の不均衡拡大を背景に、定額負担制から実支出額の1/2国庫負担制へ。 ・給与負担を市町村負担から道府県負担へ。	道府県、国	知事
昭和23年度	教育公務員特例法制定 市町村立学校職員給与負担法 ・給与費等の都道府県負担を制定。 義務教育費国庫負担法の改正 ・教員の給与費全て国庫負担の対象に。	都道府県、国	市町村又はその教育委員会
昭和24年度	義務教育費国庫負担法の改正 ・都道府県の給与水準に大きな格差が出たこと等を背景に、実支出額の1/2国庫負担制から定員定額制へ。	〃	〃
昭和25年度	義務教育費国庫負担制度の廃止 ・地方財政平衡交付金制度が創設され、これに吸収（昭和24年シャープ勧告）。	都道府県	〃
昭和28年度	義務教育国庫負担法 ・義務教育無償の原則に則り、「国民のすべてに対しその妥当な規模と内容を保障する」ため、教職員の給与費等の実支出額の1/2国庫負担（地方交付税不交付団体については定員定額制、交付団体は実員実額制）。	都道府県、国	市町村教育委員会
昭和32年度	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	〃	都道府県、政令指定都市教育委員会
昭和39年度	限度政令の改正 ・地方交付税交付団体につき、従来の実員実額制から定員実額制へ。	〃	〃
昭和49年度	義務教育費国庫負担法の改正 ・学校栄養職員を国庫負担の対象へ。	〃	〃
昭和50年度	限度政令の改正 ・地方交付税交付団体につき、給与水準限度を設定。	〃	〃
平成6年度	限度政令の改正 ・富裕団体調整措置の対象を、地方交付税の不交付団体から財政力指数（当該年度3か年平均）が1を超える団体に変更。	〃	〃
平成13年度	市町村立学校職員給与負担法及び義務教育費国庫負担法の改正 ・新再任用教職員及び非常勤講師を標準定数の範囲で国庫負担対象化。	〃	〃
平成15年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金の一般財源化。	〃	〃

ますが、この当時は中教審があって、教育課程審議会とか、文科省関係で審議会がいっぱいあったんです。今、中教審というのはいろんな審議をやってますけど、教育基本法の改悪とかそういう話も含めてやっています。だから、今ある中央教育審議会というのはこの当時の中央教育審議会ではなくて、他の審議会全部をひっくるめた文部政策全部を取り扱うような非常に権限の強い審議会になっています。ですから今の中教審とこの当時の中教審とは違うんだということを何かのついでですから覚えておいてください。

それで、その中教審が「今後の地方教育行財政のあり方について」という答申を作りました。私は、これによって義務教育費国庫負担法と定数法の関係が逆転したと考えています。どういう風に逆転したかということ、それまでは国庫負担法で財源を保障して、給与負担法で県費負担教職員制度が定められていました。それがあって、県が定数を確保する、定数を確保する保障として国庫負担制度があると。だから財源保障があるから定数が確保できるんだよというのが今までのやり方でした。

ところが、この中教審の答申によって、今度は国庫負担する算定基準として定数標準法を位置付けましょうということを言い出しちゃいました。実際の定数と定数標準法は違っていいということです。言ったもんだから、だんだんそういうようになっていって、ついに来年度予算に関する決着で出た総額裁量制にまでついに行き着いてしまうのです。

どういうことかということ、文科省による地方支配の側面がここで批判されたんだろうと思うのですが、文科省の言いなりでなくて、やっぱり地方が自由に教職員に対する配置をやりたいねとか、そういう圧力があつたんだろうと思います。そのことによって、文科省は自分のところで何とか、国庫負担金という自分の省で扱えるお金ですから、その枠を何とか確保したい、しかも、少子化で普通にやっていたら教職員定数がどんどん減っていってしまう、減るってことは国庫負担金もどんどん減っていってしまう、減るのは困る、無理やり定数計画というものを作って、定数の減らない定数計画を作ってきたんです。そうやって自分のところの省益を守るため

にやってきたのですけれども、地方で自由にやらせる、地方分権を推進しろといういろんなところの圧力によって、国庫負担金を守る代わりに定数法をその算定基準にして、実際はともかく、定数標準法がちゃんとしていれば国庫負担金そのまま残ると、そういう構造に文科省自身が逆転させちゃいました。

新自由主義路線による「構造改革」
 歳出削減・規制緩和・地方分権
 三位一体の改革(補助負担金削減・税源移譲・地方交付税改革)
 地方を巻き込んだ省庁間の争い「三位一体の蹴鞠遊び」
 進軍ラッパを吹きまくる"カイカクオタク"の小泉総理
 国庫負担金(地方教育の統制手段・省益)を守りたい文科省
 財源確保のため地方に税源移譲したくない財務省
 補助金・負担金削減に伴う交付税配分と税源移譲で権限強化したい総務省
 任を押し付けられて戸惑う大多数の地方と一部の意欲的な自治体

更にそこから進んで、新自由主義路線による「構造改革」ということで、歳出削減とか、規制緩和とか、地方分権という諸々の圧力がありました。

まず、義務教育費国庫負担金というのは国の補助負担金の中の2兆8,000億円、これは去年のベースですが、最大の補助負担金なわけです。それ以外の補助負担金の中で一番大きいやつでも児童保護費等負担金、これは社会保障関係のものですが、これが3,611億円です。だから、2兆8,000億というのが如何にでかいものであるかということは想像できるかと思いますが、それを何とか減らすという圧力が出てきます。それだけじゃないですが、それが一番のターゲットにされているということです。

それから規制緩和で、何でもかんでも国が定数法みたいなもので縛るのは良くないんじゃないか、もっと規制緩和しようよ、と。それから規制緩和特

区というのができて、その中で教育を民間にやらせてしまうとか、教育委員会制度を無くすとか、いろんな地方の、新聞をよく販わす地方の首長さんたちがいろんなことを言い出していますね。

それから地方分権というのは、地方に権限を与えるんだ、地方で何でも決められるようにする。そのためには税源移譲するんだ、地方交付税改革をするんだという、いわゆる三位一体の改革というのが出てくるわけです。

その三位一体改革の中で、義務教育費国庫負担金というのは制度全体を無くして、全額一般財源化を2006年度までに決着つけるんだという話に今なっています。で、地方と省庁間で激烈なバトルがそのために繰り広げられるわけです。

全学労連的に言うと、それを三位一体の蹴鞠遊びと茶化して言っています。どういうことかということ、それぞれが自分ところの省益を守るために自分のところに有利なように事を運ぼうとしているということです。レジュメに5項目ほど書いておきました。

進軍ラッパを吹きまくる"カイカクオタク"の小泉総理がいる。

国庫負担金、地方教育の統制手段であり省益でもある国庫負担を守りたい文科省。

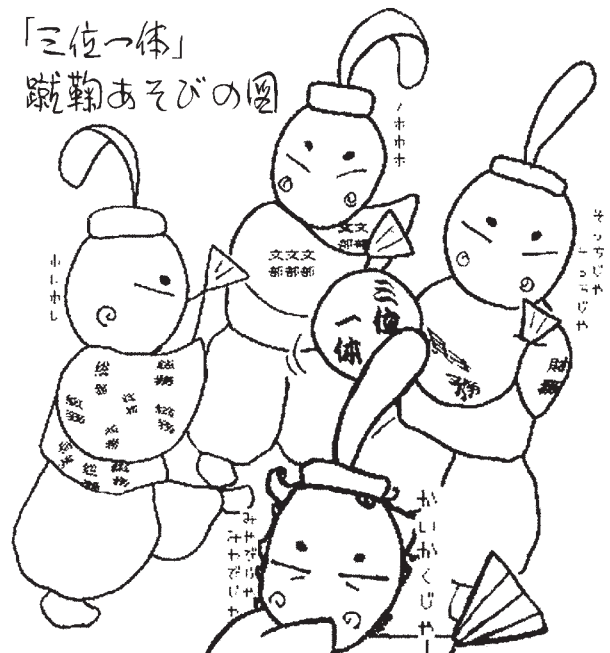
財源確保のために、国の財政が大赤字であるのにこの上、地方に税源移譲したらどうするんだという財務省。

総務省は、補助負担金削減に伴う交付税配分、補助金がなくなれば交付税として配分できるんじゃないか、各省庁の権限が縮小して、自分のところで扱う交付税が膨らむぞという色気を持っている。それから税源移譲、税源を持っている財務省がこれまで一番強い省庁でしたが、地方分権の流れに乗って税源を地方に渡すよう圧力をかけることで地方に対する支配力を強化できる。それが総務省。昔は自治省と言ってましたが、総務庁というやつと郵政省というやつと自治省が一緒くたになって総務省になりました。これ、ものすごい権限で、地方公務員、国家公務員の上に君臨しているわけです。昔は総務庁が国家公務員、自治省が地方公務員を所管していましたが、一緒になってしまったのです。で、各都道府

県の公安委員会も国家公安委員会も全部一緒です。さらに郵政という世界最大の金融機関ですね、郵便通信を牛耳っている、まあ、それを民営化するという話もあるんですが、とにかく相当な権限をすでに総務省は持ち始めているし、この先もっと持とうとしている。これは内務省の復活ではないかと思うのですが、それ位強い権力です。だから総務省がこの三位一体改革の中で一番元気なんです。イケイケでバンバンやっています。

それから、責任を押し付けられて戸惑う大多数の地方と一部の意欲的な自治体、と。

そういうものが入り乱れて、学校事務職員という単なる一少数職種が翻弄されているのです。嬉しいような、悲しいような……。学校事務職員という名前は全国的に有名になってしまいましたね。



3 国庫負担はずし攻撃と全学労連の取り組み

3 - 2 2004年度予算編成作業の経過について

予算編成作業の経過を若干お話しします。今年の4月からの予算の中で、かなり義務教育費国庫負担金というのが問題になりました。補助金削減とか、三位一体改革全体が問題になっていましたが、その中でやはり義務教育費国庫負担制度が問題になっています。

02.12.18 「三大臣合意」

で、一昨年(2003)の12月18日に、今年度予算を編成するにあたって三大臣合意というのがありました。その中味は、「義務教育費国庫負担制度の行方について」という資料の中の最初の項に とまとめています。2004年度に義務教育費国庫負担制度の改革(例えば定額化・交付金化)のための具体的措置を講ずるべく所用の検討を進める、2006年度末までに義務教育費国庫負担金全額の一般財源化について所用の検討を行う、退職手当・児童手当の取り扱いについては関係省庁間における継続検討課題とし、2004年度予算編成までに結論を得る、と。これをもとに来年度予算編成での駆け引きが展開され、ご存知のとおり結論を得たわけです。

03.06.27 「骨太の方針第3弾」三大臣合意の追認

その結論を得るまでにどういう経過があったかと言うことを若干おさらいをしますと、6月27日にはレジュメに出ている「骨太の方針第3弾」で三大臣合意と同じ内容が確認されています。単なる省庁の大臣の確認ではなくて、これは政府の閣議決定になるのですから、一ランクこの時点で上がったということです。それが政府の予算案を作る場合のお墨付きを与えると言うことです。単なる追認ではないわけです。

03.08 「総額裁量制」を文科省が方針化

それから8月に文科省が総額裁量制という、文科省も自分のところから政策というか、布石を打っておかないと義務教育費国庫負担金を軒並み総務省に盗られてしまうという、相当危機感を持っていたようです。もともと文科省というのは極めて中央集権的な志向の強い役所で、日の丸・君が代の例を見れば分かるように相当中央集権的です。処分もバンバン各県に出させようとしています。広島なんか酷いものですね。しかし、そういうところにも関わらずやはり地方分権圧力によって、義務教育費国庫負担金だけはなんと維持したいのだけれども、今のままでは駄目だからこれだけは変えますよ、地方が自由にできますよというポーズだけはとっていかねばならないということで、本意ながら改革をやらざるを得なくなっていくという状態だろうと思います。

03.09 来年度補助負担金1兆円削減方針 文科省への割当て2,500億円 退職手当・児童手当の2,300億円削減の流れ

来年度補助負担金1兆円削減方針があって、11月に小泉総理がいきなり経済財政諮問会議で1兆円だ!と言ったんですね。全部で4兆円削減するという話があって、その4兆円のうち今年は1兆円だと、単純なんですね。何と何があってという積上げ方式ではなくて、まず1兆円という数字がボンと出る。その前に4兆円がボンと出る。逆に、それに数字をあわせていかなければならない。一つひとつ数字を積上げていくのではなく、小泉らしいと言えばそうなのですが、そういうやり方をしているのです。そして文科省へそのうちの2,500億円が割り当てられたのです。文科省のほか厚生労働省・国土交通省・農林水産省、そういうところが補助負担金配分の主な省庁なんですけど、文科省は2,500億だということになりました。これは単純に4分の1ということではなくて、偶然の数字のようです。そして退職手当・児童手当で2,300億円削減で、プラス施設整備

の補助金とか、別に義務教育費国庫負担金だけが文科省の補助金ではないので、数字合わせとしてはいろいろあるのですが、とりあえず三大臣合意でメニューとして出していた退職手当・児童手当についての削減という流れがだんだん固まってきます。

03.11.21 総務省の削減案 加配教職員分1,900億・事務職員分1,200億を削減
三省にらみ合いのままこう着状態

ところが、総務省はこの三大臣合意の時点からそれに反対していました。その理由は今後退職者がどんどん増えていく、それを今の時点で削られても退職者に退職金を払わないわけにはいかないのだから、今後増えていくものを今の時点で削られたって困るぞと、そんなものを削るのは絶対反対だというのが総務省の言い分です。

しかし、総務省は義務教育費国庫負担金全額を一般財源化しろとも言っているのです。この間にはすごい矛盾があります。全額一般財源化しろといっておきながら、退職手当はいやだといっている、これはおかしいですよ。それについて聞いたら、退職手当だけでお茶を濁されてはたまらないというのが答えなんだそうです。

そこから読み取れるのは、総務省自身も、出来るだけ自分に有利なものから削らせていこうという、その辺の本音が見え隠れするかなという気がします。全額一般財源化というのは、義務教育費国庫負担金全部で2兆8,000億と先程言いましたが、国庫補助負担金全体で4兆円が削減目標でした。かなりでかい部分を占めるのだから、全額をやれば相当他の省庁が助かるというのは確かにあるのですが、総務省もひよっとしたらできないかもしれないと実は思っているのかな……。よく分かりませんが、とにかく総務省は退職手当・児童手当の削減に絶対反対している。

それで対抗上、どういうのを出したかというと、加配教職員分1,900億円と事務職員分1,200億円を削減しろという案をいきなり出してきます。総務省へ行ったときに全学労連の菅原議長が奇しくも言ったのですが「取って付けたような数字で、何でこん

な数字を出したのか」と総務省に聞いていました。はっきりとした答えは返ってきませんでしたが、まさに取って付けたような数字だと思います。

資料でいうと、「義務教育費国庫負担制度の改革について(11月21日付総務大臣 麻生太郎)」で「負担対象を学級編成の基本にかかる部分、教員にかかる部分に限定」としています。最初、これを読んだときにピンとこなかったのですが、どういうことなのかなと1分くらい考えて、なるほどこれはえらいことだと思いました。「学級編成の基本にかかる部分」というのは要するに40人学級による定数部分に限るということです。現在の定数計画は加配方式で行われていますが、その加配部分を切るということです。そして「教員に関わる部分に限定」ということは教員以外を切るということです。案の定、28日にはその内容が一覧表で露骨に出てくるわけです。

それを私がたまたま気づいたのが28日の前の日、27日でした。この21日の方の資料を見て「どういうことですか」と総務省に聞いたら、やっぱり予想通

義務教育費国庫負担制度の改革について

平成15年11月21日

総務大臣麻生太郎

義務教育費国庫負担制度については国は大枠を定め、
具体的な取り組みは最大限地方に任せる」という考え方で改革

全額の税源移譲によって、一般財源化を図るべき
義務教育費国庫負担制度については、全国知事会等、
地方団体側からも「税源移譲のうえ一般財源化」する
よう提言

当面16年度の国庫負担金の改革に当たっては、
このような考え方に沿って、

地方の自由度を最大限高める

自由度の拡大に見合っただけ負担対象の範囲を見直す
という方向で改革を実施すべき

具体的には、

(1)標準法により認められるクラス編製の幅の拡大

(2)負担対象を

・学級編成の基本に係る部分

・教員に係る部分

に限定

なお、地方の自由度の拡大につながらない退職手当
等の一般財源化は反対

平成 15 年第 24 回経済財政諮問会議議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時: 2003 年 11 月 21 日(金) 17:04 ~ 18:55

2. 場所: 官邸 4 階大会議室

3. 出席議員 (略)

(議事次第)

1. 開会

2. 議事

(1) 集中審議

(2) 予算編成の基本方針(事項案)等について

3. 閉会

(説明資料) (略)

(中略)

(本間議員)私、文部科学省が今年は随分積極的な御提案をしていただいているという点では非常に高く評価をしている。例えば、コミュニティスクールについても、これは単に学校という限定された世界だけではなく、地域との関係が非常に重要なポイントで、地域の再生にも積極的にアイデアを生かしていくことは非常に大事だと思う。これは積極的に推進していただきたいと思う。

次に文部科学省からすれば、総額裁量制というのは、恐らく清水の舞台から飛び降りたような決断だったと見ている。しかし、先ほどからお話が出るとおり、もう一段地方に任せてみても、成熟化した日本の社会の中では私は十分こなし得るのではないかと考えている。標準法並びに人確法も含めてより柔軟な制度設計をして頂いて、交付金化を行う。あるいは3年間で一般財源化を検討するという3大臣合意があるが、これを前倒して改革を実現していく取組みもぜひ進めていただきたいと思う。

それから最後に、来年度予算の問題であるが、先ほど2,300億円の退職手当をどのように扱っていくかという問題が出た。これは総務大臣の問題提起も非常に重要だろうと思うが、3年間できちんと税源移譲もしていくということが前提の来年度2,300億円がでない、総理の御指示をきちんと受けることはなかなか難しいのではないかと考えているので、ぜひこの点についても積極的に推進していただきたい。

(麻生議員)今の話で額をどうしても合わされるのだったら、加配職員の1,900億円とか、一般事務職員で1,200億円、1,300億円、それで結構な額になるのでは?今の値段で言うと、これは地方の反発をやたらくうだけで同じ額だったらばかばかしいと、つまらぬことまで知っている、すみません、僕はそんな感じがする。

(河村臨時議員)今、麻生大臣からあった学校事務職員。これは学校運営としては一体のものとしてやっているわけで、今度学校栄養職員は学校栄養教諭にして食の教育をしっかりやっていただくという段階。これは教員と一体のものでやるということで、これまで学校の運営をうまく回ってきた経緯があり、これを切り離すことになる、それは国民から見たらどっちから金が出る、それは関係ないが、学校運営していく上で非常に差別化という言葉はいけないかもしれないが、学校だからどうしても教諭を中心に動いているが、事務職員・栄養職員の給与が国からきちんと保証されていることによって一体感が生まれるという点もある。国から出るか、どこから出るかというのは国民から見たら本当は関係ないが、例えば、校長が民間から行く、いろいろ意見を聞くと、もっと自由に経営方針をやらうとして最後に詰めていくと、一部の教員が「校長から給料をもらっているんじゃないんだ」という話になる。そういうこともあり、これは一体のもんだということでこれまで取り組んできているので、そのことは我々としては全く考えていない。(後略)

りの答えでした。その翌日に経済財政諮問会議で28日の資料が出されたり、また朝日新聞にその内容が載りました。それから全国的に大騒ぎになったわけです。「取って付けたような話」ということでいうと、11月21日の経済財政諮問会議議事要旨というのがあります。その7頁に麻生議員の発言があります。「今の話で額をどうしても合わされるのだったら、加配職員の1,900億円とか、一般事務職員で1,200億円、1,300億円、それで結構な額になるのでは?」と。「今の話で」というのはどういうことかということ、総額裁量制がどうのこうのというくだりがあるわけです。本間議員という民間議員が総額裁量制を評価する発言をその前にちょっとしているわけですね。先程言ったように、総務省が反対して

いる退職手当・児童手当2,300億円削減の流れがここで決まってしまうそうだったところで、多分隠し玉で持っていたのでしょ、ポンと出しました。「どうしても額を合わせるのだったら、こういうのもあるぜ」という言い方です。取って付けたような言い方ですね。これでなければならぬとは言っていないんです。

ところが、対抗上出されたにも関わらず、これで三省が膠着状態、大臣レベルで最初から膠着状態になったんです。通常でしたら、各省に担当がいますから、文教関係担当がゴチャゴチャゴチャとやって、そこでちょっと膠着状態になるときに上の人が出てきて、マアマアマと話をつけて、それでおさまるのがいつものやり方だそうです。今年は何故一

週間以上ずれ込んだかということ、のっけから大臣がガチンコ勝負を始めちゃったからです。だから、下の者がそれでもって勝手に手打ちをしちゃうわけには行かない。一番トップから喧嘩が始まっちゃったんで、えらいことになったようです。

03.12.09 官房長官提案

財源措置の上退職手当と児童手当の2,300億円削減、
 学校事務職員分1,200億円は2005年度予算編成までに一般財源化の結論を出す
 は文科大臣が拒否、額賀自民党政調会長も反対する

それで、官房長官が調停にのりだしたのが12月9日です。この時点で予算編成作業は例年に比べ1週間遅れています。「財源措置の上退職手当と児童手当の2,300億円削減」これはほぼ既定だった方針です。「退職手当・児童手当削減」だけでは総務省の面子が立たないので、「財源措置の上」とわざわざ断っています。またもう一つ、総務省の面子を立て

て、学校事務職員分1,200億円は2005年度予算編成までに一般財源化の結論を出す。つまり、「総務省の言うのは否定しないけど、来年までちょっと待とうや」という案です。そうした経過を経たものの、結論は、学校事務職員については文科省が拒否しました。あと、自民党の政調会長である額賀という人も反対しました。自民党の文教族が抵抗勢力として反対したのでしょうか。

ここで文部科学省は偉いぞ、と思っいいのかどうかということですが、よくぞ守ってくださいましたとお礼を言いたいところですが、ちょっと待ってくださいというのが私の主張です。これは次の「問題点と今後の展望」のところですが、いずれにしても、事務職員分の削減にストップはかかりました。

11/28 「三位一体の改革について」より

【1 国庫補助負担金の改革】

廃止・縮減を中心とした改革

11月18日の経済財政諮問会議に提出した「国庫補助負担金の改革について」に沿って実現を図るべき

平成16年度には、総理指示に沿って、廃止・縮減を中心に、1兆円規模の改革を実現

義務教育費国庫負担制度については、「国庫補助負担金等整理合理化方針」の改革工程を加速して推進

○ 「退職手当」等を切り離して国庫負担対象から除外することは、地方の自主性の拡大につながらず、地方への単なる負担転嫁であり、反対

（全国知事会等、地方団体側からも「退職手当等のみの国庫負担対象からの除外は到底受け入れられない」旨表明。地方の信頼を損ねてはならない。）



○ 仮に、段階的な措置として負担対象を見直す場合であっても、次のような見直しであれば、地方の自由度が高まるため、検討の余地

- ・特定目的ごとに文部科学大臣が定める「加配」教職員に係る国庫負担金 (1,900億円程度)
- ・「学校事務職員」に係る国庫負担金 (1,200億円程度)

単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらず、負担転嫁であり、地方の信頼を損なうもの

03.12.10 退職手当・児童手当2,300億円を削減し「税源移譲予定交付金」で措置することで決着

それで、結果として12月10日の午後になって、退職手当・児童手当2,300億円を削減し「税源移譲予定交付金」で措置することで決着しました。資料2は「税源移譲、来年度は4千億円超、政府・与党合意」という見出しの朝日新聞の記事ですが、「文部科学省が削減案を示していた公立小中学校教職員の退職手当・児童手当2300億円は、将来の税源移譲までのつなぎである『税源移譲予定交付金』に切り替える」と中ほどに出ています。この「税源移譲予定交付金」というのはどういうものかよく分からないんですが、「税源移譲」が「予定」された「交付金」なんでしょうね。多分、すぐには税源移譲はできないけれど、そのうちやるよ、という性格のものだということが名前から読み取れますね。それで、一番最後のところですが「補助金だったこれまでは退職者数に応じて必要な金額を都道府県に配分していた。これが『交付金』になると国の負担割合

(2分の1)は同じだが、全国ひとまとめで必要額の算定が行われ、人口に応じて都道府県に配分される」となっています。変ですよ。退職者数に応じてというのではなく人口に応じてです。続けて「このため、大都市では補助金の場合より多く配分され、余った分は他の事業に使える。逆に過疎地などでは少なくなるため、不足分は交付税で補われる」と。地方は損になるんじゃないか、ということになるわけです。これは別に、このやり方だからということだけではないようです。後で、これについては税源移譲のところでやりたいと思いますが、とにかくこういう形で決着はついてしまったわけです。

3-3 問題点と今後の展開について

文科省が自ら蒔いた種
定数計画・共同実施

この経緯を見て、どういうふうを考えるのか、どういうふうに見なければならぬのか、我々は今後どういう運動をしていかなければならぬの

税源移譲

来年度は4千億円超 政府・与党合意

国と地方を通じた税財政改革(三位一体改革)で、政府・与党は10日、総額約1兆円の補助金削減の内容で合意した。これを受け、政府は04年度に公立保育所向けの補助金や公立小中学校の教職員の共済費など4000億円超の削減分について地方自治体に税源移譲する方向で最終調整に入った。財務省はたばこ税の移譲を検討しているが、総務省が所得税の一部を移譲するように求めており、今後、政府内で調整する。

新たに04年度の削減が決まった補助金は、厚生労働省の公立保育所向け補助金約1700億円。厚生労働省は生活保護費の国庫負担引き下げ案を示していたが、自治体から反発が出たため、「05年度実施に向け検討する」として先送りした。

文部科学省が削減案を示していた公立小中学校教職員の退職手当・児童手当2300億円は、将来の税源移譲までのつ

なぎである「税源移譲予定交付金」に切り替える。

04年度の税源移譲の対象となるのは、公立保育所向け約1700億円、03年度予算で義務教育の補助金から地方交付税交付金に置き換えた公立小中学校の教職員の共済費約2200億円など。補助金を切り、それに代わる財源を税源移譲しても自治体の負担が大きく増えないと判断した。

移譲対象の税は、財務省が地域格差の少ないたばこ税を検討している。ただ、総務省は04~06年度で地方税である住民税の税率区分(5、10、13%)を10%に一本化して住民税の税収を約3兆円増やし、その分だけ国税の所得税を減税する案を主張。04年度分は最低税率の5%を6%に引き上げて住民税を数千億円増やし、それに見合う所得税を税源移譲することを求めている。

財務省は「所得税は1兆円単位の規模がないと仕組みが複雑になる」として、所得税の移譲時期を補助金削減額が総額4

兆円に達する見通しの06年度と想定。自民党税制調査会も、04年度分はたばこ税を軸に調整していた。これに対し、総務省は「たばこ税では地方自治体の反発が避けられない」と政府・与党内での再調整を求めている。

<義務教育費国庫負担金の退職手当>
公立小中学校の教員の退職金は、国が半額を負担しており、退職手当という「補助金」の形で都道府県に配分している。補助金だったこれまでは退職者数に応じて必要な金額を都道府県に配分していた。これが「交付金」になると国の負担割合(2分の1)は同じだが、全国ひとまとめで必要額の算定が行われ、人口に応じて都道府県に配分される。このため、大都市では補助金の場合より多く配分され、余った分は他の事業に使える。逆に過疎地などでは少なくなるため、不足分は交付税で補われる。

asahi.com (03/12/11 03:01)

学級編成及び教職員定数の改善状況

【資料3 - 1】

公立義務教育諸学校の改善状況

区分	第1次 34～38	第2次 39～43	第3次 44～48	第4次 49～53	第5次 55～3	第6次 5～12	第7次 12～17
内容	学級編成及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	4個学年以上複式学級の解消等	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	40人学級の実施等	指導方法の改善のための定数配置等	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改善増	34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
自然増減	18,000人	77,960人	11,801人	38,610人	57,932人	78,600人	26,900人
差引計	16,000人	16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	48,200人	0人

学級編成基準の改善の経緯

標準法制 定直前の 各県の基 準の平均	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
60人	50人	45人			40人		40人 学級編成基 準の弾力化

か、ということを考えてみたいと思います。

まず、総務省が出してきた案というのは取って付けたようなものには違いないのですが、かなりいい線をついているのです。いい線というのは、文科省がやってきた施策の弱点を上手く突いているなど私は思うのです。何故かという、全学労連は文科省のやっていることはおかしいとずっと言ってきたからです。

もう少し具体的に言いますと、まず定数計画です。全学労連は「定数改善計画」とは言っていません。定数計画です。「改善」とは思っていないから。何故か。

資料3 - 1を見てください。これは文科省の資料なのですが、第1次から第7次、今は第7次の「改善」計画の最中です。第1次から第5次までは全職種に関して児童・生徒数、学級数に応じて職員を配置するという定数計画でした。だから、教員は40人学級になり、事務職員は小学校で27学級、中学校で22学級、21でしたっけ？、で複数配置になるという風になっていました。それで、第6次は事務職員についてはそのまま、教員は加配方式に変わり、第

7次は全部加配方式です。

第6次の時は、教員の事だからということで全学労連は何も言いませんでした。けれども、第7次になってからちょっと変じゃないのかなと。加配方式って、これをやるからという申請をすると加配されるということです。事務職員全体の底上げにならずに、一生懸命働くぞと嘘でもいいから表明したところに加配がつく。その中身については、一応文科省にレポートみたいなものを出すというようなことはあるようですが、そんなに大したことをやってなくても定数がついちゃう。基準があいまいです。いろんなところから申請が出るにも関わらず、却下されることも出てくる。これは文科省がそれを審査する権限を持っているわけですから、お手盛りだということです。これは逆に地方の自由度を増すのではなくて、文科省の権限を増やしているんじゃないか。地方分権という建前から言うておかしいと思うようなことが、つまり地方分権の建前と逆の事象が起こっているわけで、これは違いうだろうという風に考えています。だから、そういうお手盛りのやり方ではなくて、もっと客観基準に基づいて定数の配置

3 国庫負担はずし攻撃と全学労連の取り組み

が行われるようにしなさい、それだったら改善だよという言い方を全学労連はしているわけです。

資料の3-2を見ていただきますと、全学労連は反対しているのですが、計画は着々と進んで3年経過し、今度は4年目になるわけです。これは単年度の

表ですね。5年計画の改善総数を単純に五分の一で割った数字を、全部の事項について単年度の数字にしています。事務職員は1年で145名、加配方式ですけど「改善」するよということになっています。さらに既改善数を見ますと判で押したように毎年

【資料3 - 2】

第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画 - 基礎学力の向上ときめ細やかな指導を目指す教職員定数の改善 -

1 趣旨

基礎学力の向上ときめ細やかな指導を目指し、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（平成13～17年度までの5年計画）を実施する。

2 内容

教科等に応じ、20人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うなど、きめ細やかな指導を行う学校の具体的取り組みに対する支援
円滑な学校運営のための教頭複数配置の拡充
養護教諭等，学校栄養職員，事務職員定数の改善
特殊教育諸学校における教職員定数の改善
長期社会体験研修に対応した研修等定数の改善
この結果，教員一人当たりの児童生徒数が欧米並みの水準に改善される

3 項目別改善事項

改善事項	改善総数	内容	16年度要求数
小・中学校	人		
少人数による授業などきめ細やかな指導を行う学校の具体的取り組みに対する支援	22,500		4,500
小学校	8,600	教員一人当たりの児童生徒数を欧米並みの水準に改善 小学校 18.6人	1,720
中学校	13,900	中学校 14.6人	2,780
学校運営の円滑化	3,274		655
教頭複数配置	612	複数配置 小学校 30学級以上 2校に1校 27学級以上 全校 中学校 30学級以上 2校に1校 24学級以上 全校	123
養護教諭等定数	974	複数配置 小学校 30学級以上 851人以上 中学校 30学級以上 801人以上 児童生徒の心身の健康への適切な対応を行う学校への加配	195
学校栄養職員定数	962	単独校 600人以上 550人以上×1人 共同調理場の定数改善 2,501人以上 1,501人以上×2人 7,001人以上 6,001人以上×3人 児童生徒の食の指導への対応を行う学校への加配	192
事務職員定数	726	きめ細やかな学習指導や教育の情報化の支援等のため事務部門の教科対応を行う学校への加配	145
小学校・中学校計	25,774		5,155
特殊教育諸学校	914		183
教頭複数配置	105	複数配置 30学級以上 2校に1校 27学級以上 全校	21
重度・重複化対応	130	教育相談等担当教員の配置 101～150人校×1 151～200人校×2 201人校×3	26
生徒指導担当の充実	104	複数配置 30学級以上 2校に1校 27学級以上 全校	21
自立活動担当の充実	193	肢体不自由養護学校の基礎数を+1人	38
聾学校通級担当教員	194	軽度の言語障害・難聴児童生徒への対応 聾学校×2	40
養護教諭等定数	188	複数配置 30学級以上 61人以上	37
研修等定数	212	長期社会体験研修対応	42
	26,900		5,380

4 改善数

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
改善数	5,380人	5,380人	5,380人	-	-

【資料3-3】

事務職員定数分析

文科省より受領の資料により学校行革対策部作成 04年1月7日

都道府県名	第7次分加配数			研究加配数				加配合計				定数(5月1日現在)						
	01年度	02年度	03年度	00年度	01年度	02年度	03年度	00年度	01年度	02年度	03年度	00年度	01年度	増減	02年度	増減	03年度	増減
1 北海道	2		1						2		1	2,039	2,022	-17	2,013	-9	1,977	-36
2 青森		1	6	1	2	8	11	1	2	9	17	614	601	-13	592	-9	583	-9
3 岩手	1	2	4	1	1	1	2	1	2	3	6	640	632	-8	628	-4	620	-8
4 宮城	3	5	5						3	5	5	680	685	5	681	-4	679	-2
5 秋田	7	10	10	1	1			1	8	10	10	457	454	-3	450	-4	448	-2
6 山形	2	2	2						2	2	2	469	465	-4	462	-3	461	-1
7 福島	2	3	6						2	3	6	791	787	-4	780	-7	773	-7
8 茨城		2	2							2	2	839	836	-3	837	1	832	-5
9 栃木	4	7	10	1	1			1	5	7	10	621	623	2	621	-2	615	-6
10 群馬			6								6	530	528	-2	523	-5	531	8
11 埼玉	9	17	17						9	17	17	1,336	1,340	4	1,340		1,337	-3
12 千葉	3	6	8	1				1	3	6	8	1,288	1,287	-1	1,291	4	1,295	4
13 東京												2,118	2,206	88	2,269	63	2,310	41
14 神奈川	9	16	18	1	1	1		1	10	17	18	1,408	1,418	10	1,420	2	1,427	7
15 新潟	6	9	9	1	1	1	1	1	7	10	10	877	872	-5	869	-3	871	2
16 富山	1	1	1						1	1	1	317	318	1	317	-1	311	-6
17 石川	2	4	4						2	4	4	362	363	1	364	1	361	-3
18 福井												293	290	-3	288	-2	286	-2
19 山梨	1	3	4	2	2	1	1	2	3	4	5	302	297	-5	296	-1	296	
20 長野												620	620		616	-4	610	-6
21 岐阜	3	7	9	1	1	1	1	1	4	8	10	616	612	-4	613	1	606	-7
22 静岡	4	8	9						4	8	9	852	855	3	851	-4	841	-10
23 愛知	7	14	17						7	14	17	1,500	1,511	11	1,519	8	1,524	5
24 三重	1	7	7	2	2	3	7	2	3	10	14	602	601	-1	607	6	597	-10
25 滋賀	1	2	3						1	2	3	356	357	1	354	-3	353	-1
26 京都	3	4	4						3	4	4	639	640	1	641	1	645	4
27 大阪	4	4	4	2	2	2	2	2	6	6	6	1,796	1,862	66	1,921	59	2,016	95
28 兵庫	13	18	15						13	18	15	1,297	1,345	48	1,348	3	1,393	45
29 奈良												377	371	-6	361	-10	359	-2
30 和歌山	1	2	1	1				1	1	2	1	419	417	-2	412	-5	413	1
31 鳥取	1	4	4						1	4	4	232	226	-6	227	1	226	-1
32 島根	3	5	7	1				1	3	5	7	382	371	-11	367	-4	371	4
33 岡山	2	4	6						2	4	6	622	614	-8	617	3	616	-1
34 広島	1	1	1						1	1	1	885	885		882	-3	889	7
35 山口		3	9		3	6	1		3	9	10	523	516	-7	522	6	543	21
36 徳島	2	2	4	6	2	2	2	6	4	4	6	317	305	-12	302	-3	302	
37 香川	3	4	5	1	1			1	4	4	5	288	289	1	288	-1	286	-2
38 愛媛		2	5							2	5	514	510	-4	506	-4	505	-1
39 高知	8	16	16	5	2			5	10	16	16	376	376		379	3	379	
40 福岡	3		1						3		1	1,199	1,198	-1	1,192	-6	1,210	18
41 佐賀	1	2	5	2	2	2		2	3	4	5	275	275		275		275	
42 長崎						1	3				1	572	568	-4	566	-2	561	-5
43 熊本	3	7	9	1	1			1	4	7	9	689	693	4	683	-10	670	-13
44 大分	1	4	7	2	3	3	3	2	4	7	10	495	489	-6	484	-5	478	-6
45 宮崎	16	21	30	3	3	3		3	19	24	30	403	418	15	417	-1	417	
46 鹿児島				2	4	8	12	2	4	8	12	803	800	-3	801	1	802	1
47 沖縄			5	1	1	1	1	1	1	1	6	431	426	-5	422	-4	428	6
全国合計	133	229	296	39	36	44	47	39	169	273	343	34,061	34,174	113	34,214	40	34,328	114

コメント
 ・2002から2003年度の第7次分の増加は67名で、前年の96名よりさらに減った。計画では1年で145名、3年で435名加配されているはずなのだが、実際には296名である。教職員全体では毎年計画通りに5380名ずつ「改善」していることになっているということは事務職員分を他職種に取られているということになる。
 ・定数全体を見ると、児童生徒数の現象に対して確かに定数の現象を食い止める効果はあるようだが、個別に見ると大都市周辺は増え、そうでないところは減る傾向があるように見える。これは教職員全体で見ても同じである。

5,380人ずつ「改善」が行われてきたことになって
 います。
 ところが、資料3-3を見てもみると、これは全学

労連が毎年情報公開請求で、定数計画による加配人
 数及び研究加配人数とさらに全体の教職員の職種別
 定数をもらって、それを分析して表にまとめたもの

です。単年度だけ見ているとよく分からないんですけど、毎年と並べて定数との関係を見てみると、増えたり減ったりいろんな面白いことが分かってきます。コメントをそのまま読みますと、「2002から2003年度の第7次分の増加は67名で、前年の96名よりさらに減った。計画では1年で145名、3年で435名加配されているはずなのだが、実際には296名である」。資料3-2の事務職員改善分145名×3年で435名のはずなんです。ところが296名です。表の一番左の「第7次分加配数」の「2003年度」の全国合計の296名がそれです。加配数というのは年々累積していきますからそういう数字になっているということです。

教職員全体では、先程資料3-2の既改善数で見たように、毎年計画通りに5,380名ずつ増えていることになっているわけですから、これが嘘でなければ、事務職員分はどこか他に取られてしまっている、435名 - 296名ですから139名分どこか行ってしまうわけですね。これを文科省に聞いたら、「各県から要望が上がってこないから他の職種へ回している」というのが、11月の初めにやった文科省との交渉での回答でした。嘘です、それは。だって、申請を出しても却下されているところが現にあるんです。だったら、事務職員分としてそこで却下なんてしないで、事務職員分としてそこで出さないよと思うんですけど、とにかく「申請がないんだ」と言うだけです。

どこへどういう風に解消しているのか分かりませんが、加配方式というのはこういういい加減なところが極めて多い、文科省のお手盛りでやってしまう。だから、総務省がこんないい加減なものを止めると言うのは、無理からぬ事ではないでしょうか。

	自然減	改善増	差し引き
01年度	7,400	5,380	2,020
02年度	7,300	5,380	1,920
03年度	4,900	5,380	480
04年度	4,400	5,380	980
05年度	2,900	5,380	2,480
全体	26,900	26,900	0

それからついでに言うなら、財務省は別の側面から定数問題について言っています。「この少子化のご時世にどうして教職員定数は減らないのか」と。それは、文科省が自然減の分をそのまま上乘せしているからです。この定数計画は、少子化によっても教職員定数が減らないように穴埋めをしているのです、実は。

1月6日付の内外教育では、自然減と計画数の関係載せています。年度ごとに自然減数は違うんですが、計画の中で全体で26,900名自然減が見込まれていて、改善数で26,900名を計画しています。だから、そっくりそのまま第7次定数計画というのは自然減分を改善増で埋めてしまおうと。それはどうということかということ、文科省の義務教育費国庫負担金、省益として扱えるお金として持っている義務教育費国庫負担金の額はそのままだよということです。子どもの数が減っても文科省の扱うお金の額は一緒だよというのが、定数改善計画のカラクリなわけです。別に文科省が得をしても現場職員が損をしなければ、定数割れを起こして生首が飛ばされるよりははるかにいいのですから、そういう点では定数増、加配方式に問題があっても定数増をしてもらうことは必ずしも悪いことではないのだけれども、財務省はおかしいと憤っています。

それで財務省は来年度980名の増員を認めないと言いました。なぜ980名かと言うと、第7次計画は5年間でプラスマイナス0にするということで、計画通りなら単年度の差し引きで来年度は980名増えるわけです。これを抜き出して表にすると次のようになります。

この自然減と改善増との差が年々違うことは分かりますよね。自然減は毎年違う、改善数はずっと同じ。そうすると04年度の差し引きは980人プラスということになるんです。この分の定数増を認めないと財務省が言い出しまして、そうになってしまいました。今年の予算の決着で、政府原案でそうになりました。どういうことになるかということ、内外教育によれば、文科省は「第7次計画は予定通り進めるが、既存定数の配置を見直して980人削減する」、計画はやるけれど既にいる人間は見直すと言っています。じゃあ980人首を切るのかなと思ってしまっ

ですが、計画というのは、誰が計画分で誰が計画分ではないのか、というのは実際にはわからないんです。分からないにも関わらず、計画だけは従来どおりやるんだぞと、面子だけで言っているんだと思いますが、いずれにしても削られたことには間違いはないんです。財務省としては、ほとんど文科省と総務省とで争っていたんで、自分のところは蚊帳の外、予算を所管する官庁としては蚊帳の外であるはずもないのですが、何らかの自分のところの意見を入れさせたかったんでしょね、最後に。ということで、財務省の側も定数計画についてちょっとクレームをつけ始めたということがあります。

それからもうひとつ「学校事務の共同実施」というものがあります。どうして事務職員が総務省のターゲットにされたのか。直接的にはそうは言っていないんですが、要するに外部委託とかで削ることが可能じゃないかと、事務についてはね。そういうことができるような職種だったら、そっちの方がいいんじゃないのかというようなことを言っているんです。そこで思い出さなければならぬことは、先程の中教審答申のときとほぼ同時に言われている学校事務の共同実施推進、それから第7次定数計画というのは、学校事務の共同実施だけではないのですが、かなりの部分がそれを推進するための加配をしている。各地でそれが進められているわけです。普通に考えると、共同実施するのなら人数を減らしてもいいんじゃないか。人数が減らせるのだったら、国庫負担金が削られて地方負担になったとしても、その負担は定数を減らすなり、事務を効率化・合理化することによって地方の負担は減るから、これは今後確実に増えていく退職手当を削るよりいいんじゃないか、と総務省の立場からは考えるわけです。この共同実施ということを言い出したのも文科省です。

まとめますと、定数計画も共同実施も、どちらも文科省が蒔いた種なんです。それを見事に、総務省に見破られて、総務省の対案として出されてしまったということです。これについて、私は「自業自得」と「義務教育費国庫負担制度の行方について」の中で表現しています。

そうした流れを見ていて、ちょっとやだな、と思

うのは、財務省はもともと事務・栄養の国庫負担はしないで良いと主張していました。それで定数問題も話をつけてきました。総務省の主張と財務省の主張とこの先合体して攻めてくるんじゃないかという気がしてしょうがないんです。とっても嫌な予感がしています。今年度は、どっちかという文科省・財務省対総務省という構図だったわけですが、退職手当については、それが、これからの局面ではどうなるかな、というのが気になるところです。

文科省の負担金が総務省所管の枕詞付き交付金に変わっただけで歳出削減にはなっていない＝総務省への「権限委譲」、「改革」のアリバイ

それから次に、文科省の負担金が総務省所管の枕詞付き交付金に変わっただけで歳出削減にはなっていないということですが、税源移譲予定交付金という言い方でしたよね。1兆円補助負担金を削減するんだという目標でした。

資料4の最後のところですが、「来年度に削減する1兆円の補助金のうち、公共事業関連の4000億円は財源の必要がなくなる」、これは公共事業をやらなくなるということですね、「残り6000億円は財源を確保する必要があるが、新たな交付金として創設する『基幹税移譲予定交付金(仮称)』...」これは税源移譲予定交付金が正しい言い方です、まだ仮称のころの言い方です、「...などで4000億円を手当てするため、税源移譲額は2000億円強となる。政府・与党は今年度予算で削減した2000億円の補助金削減も対象に含め合計4000億円強の税源を移譲する」というんですが、これちょっと細かく言うと実際はそうはならなかったんです。これから読み取れることは、4000億円強の税源しか移譲はしないよということになるんですが、もっとよく読んでみると、今年度予算で削減した去年削られた共済の長期給付、これが2200億円ですよ、これも含んでいるんです。その事は、骨太方針第3弾のときに、遡って財源保障する、税源保障すると既に述べられているわけです。だから、今年に遡って実施するんです。ということは来年度予算編成で今年削られた分についての1兆円削減目標のうち、正しくは、税源移譲される

のはこの記事からすると2000億円です。「基幹税移譲予定交付金(仮称)など」が4000億円となっていますが、厳密に言うとこれも間違いです。約2300億円なんです。税源移譲予定交付金は退職手当・児童手当だけです。「など」という表現で紛らわしくなっています。

だから、1兆円削減したら1兆円税源移譲する、それが三位一体改革だろう。と普通に考えるとそう思うんですけど、国の予算の議論というのは難しいことばかりいろいろと言うのだからわかりづらいのですが、どうも違うらしいですね。たかだか2000億円しかやっていない。その後、政府の予算書が手に入って、いろいろ見るにつけ、それしか削減されていないじゃないかと思うのですが、政府の方は一生懸命「三位一体改革は上手い具合に行ってるぞ」と言いたいがために、いろいろと言っています。

「平成16年度における『三位一体改革』の姿」という資料ですが、それによると、「15年度及び16年度の国庫補助負担金の一般財源化に対応して所得譲与税を創設」と。地方交付税じゃなくて所得譲与税、所得税の一部を財源にして地方に譲与する、それを

総務省が所管するのです。それが税源移譲で4249億円あるんです。これが03年度及び04年度分です。これが資料4でいう4000億円強です。それがさらにプラス「義務教育費国庫負担金の退職手当等の一般財源化にかかる所要額(将来の税源移譲までの暫定措置)」が特例的な交付金により暫定的の措置」される。これが2309億円ある。それらを足すから6558億円が税源移譲されるんだということを「三位一体改革の姿」という資料の中で言っちゃっているんです。これも嘘です。だって、まだ税源移譲予定交付金は「予定」でしょ。されてないわけでしょ。にも関わらず、「16年度における三位一体改革の姿」の税源移譲だと政府の公式資料でこんな嘘を言っちゃってるんです。何でもかんでも税源移譲してるんだというポーズをどうも取りたがっているようです。

結局、国の全体予算を見ても、国債発行高はどんどん増えている、予算規模もどんどん増えている、ということからすると、そもそも歳出削減、赤字国債の発行を減らすとか言っていたそもそもの目的からすると、全く外れたところへ行っちゃってるんじゃないか。で、総務省は一生懸命シャカリキに

【資料4】

政府・与党、補助金1兆円削減策決定
生活補助は先送り

政府・与党は10日、国と地方の税財政改革(三位一体改革)で、総額約1兆円の補助金削減策を決めた。公立保育所への補助金などを減らすことで合意し、生活保護費の補助率引き下げは2005年度から先送りすることで一致した。小泉純一郎首相が指示した補助金削減目標を達成。国から地方への税源移譲額は4000億円強とする。本格的な税源移譲の実施までのつなぎとして新たな交付金を創設、国が財源を手当てる。

補助金削減は福田康夫官房長官が10日、首相官邸に坂口力厚生労働相ら関係閣僚と自民、公明両党の政調会長を集めて協議し、決着させた。

厚労省所管の補助金では、公立保

育所の運営費補助金を1700億円削減する。私立保育所については「国が最終的に責任を持って負担金を確保する」と、削減対象としないことを確認した。

生活保護費負担金は国の補助率を引き下げる案もあったが、10日の協議で「1年かけて議論し、2005年度から確実に実行する」と、結論を先送りした。70歳以上の高齢者への生活保護の給付金を上積みする約100億円の「高齢加算」は来年度に廃止する方向だ。

総額2兆7000億円の義務教育費国庫負担金では、退職手当と児童手当の2300億円の削減を決めた。残る部分は2006年度までに結論を得る。これまでの調整で公共事業関連の補助金削減を4000億円規模とすることなどが固まっている。

公共事業の補助金の大半は事業そ

のものを廃止・縮小する。だが社会保障や教育関連は自治体が続ける事業で、国が財源を手当てする必要がある。

来年度に削減する1兆円の補助金のうち、公共事業関連の4000億円は財源の必要がなくなる。残り6000億円は財源を確保する必要があるが、新たな交付金として創設する「基幹税移譲予定交付金(仮称)」などで4000億円を手当てするため、税源移譲額は2000億円強となる。政府・与党は今年度予算で削減した2000億円の補助金削減も対象に含め合計4000億円強の税源を移譲する。

新たな交付金は税源移譲の対象額がまとまった金額になるまでの間、国が交付金の形で財源を保障する仕組みだ。

NIKKEI.NET (12/10)

平成16年度における「三位一体の改革」の姿

1 補助金改革

- (1) 「1兆円」の補助金改革
 - ・ 義務教育費国庫負担制度改革
 - 「総額裁量制」の導入に伴い、教職員の給与水準等について地方の自由度を拡大
 - 退職手当・児童手当の一般財源化(将来の税源移譲までの暫定措置：2,309億円)
 - ・ 公共事業関係の国庫補助負担金の削減(4,500億円程度)
 - 地方の自主性・裁量性を尊重した、まちづくり交付金を創設(1,330億円)
 - いわゆる「少額補助金」の廃止、採択基準の引き上げ
 - ・ 奨励的補助金の削減(2,600億円程度)
 - ・ 国庫補助負担金の一般財源化(公立保育所運営費など4,749億円)
- (2) 地方向け補助金等の全体像

「1兆円」の補助金改革を実現する一方、医療・介護・福祉等の社会保障関係経費の大幅な増加等により、地方向け補助金等の総額としては、対前年度で若干増加(+400億円程度)

2 地方交付税の改革

- (1) 地方交付税総額の削減

地方歳出の見直しを通じて大幅に削減

(一般会計ベース)	15年度	16年度
・地方交付税	16.4兆円	15.4兆円(1.0兆円)
・地方特例交付金	1.0兆円	1.1兆円(+0.1兆円)

(2) 地方歳出の削減
給与関係経費、投資(単独)等、地方歳出の各項目を見直し、総額を84.7兆円(1.5兆円)に縮減(3年連続)

(3) 地方財政収支の改善
地方歳出の削減等により、地方の財政収支は改善

	15年度	16年度
・財源不足(通常収支)	13.4兆円	10.2兆円(3.3兆円)
・赤字地方債	5.9兆円	4.2兆円(1.7兆円)
・公債依存度	17.5%	16.7%(0.8%)
・プライマリーバランス	+0.9兆円	+1.7兆円(+0.8兆円)

3 税源移譲等

- (1) 15年度及び16年度の国庫補助負担金の一般財源化に対応して、所得譲与税を創設し、税源移譲(4,249億円)
 - (2) 義務教育費国庫負担金の退職手当等の一般財源化に係る所要額(将来の税源移譲までの暫定措置：2,309億円)について、特例的な交付金により暫定的に措置
- (1)+(2) = 6,558億円

なってますが、何故シャカリキになっているかというところの権限ですから。全部、ナントカカントカ交付金とか、所得譲与税とか、各省庁が所管していた補助金が全部総務省所管のものになっていく、そうして総務省の権限がどんどん増えると。それを改革をやってるぞというアリバイの下に、学校事務職員を切るぞと翻弄されているわけで、それは学校事務職員はかなり馬鹿にされちゃってるんだらうという気がして、もっと怒った方がいいと思います。

来年度以降何を削るのか
義務教育費国庫負担金2兆8000億 - 2300億
= 2兆5700億(うち事務・栄養は1500億)
縦切り・横切りの話

来年度以降何を削るか、この先どうなるかということになるのですが、レジユメに書いておきました

が、義務教育費国庫負担金は2兆8000億です。去年のベースですが。そのうち2300億円が退職手当と児童手当で無くなりました。残りが単純計算で2兆5700億円、その中で事務職は1200億、栄養職は300億ですから1500億が事務・栄養分です。ちょっと嫌な予感がするのは、事務・栄養、事務職というのが今年出た具体的な費目ですね。削られなかったですが。去年具体的に出たやつで去年削られなかったやつは退職手当でした。で、今年削られました。今年具体的に名前が出て削られなかった事務職は、じゃあ来年削られるのかな、と。

それはどうなるか分かりませんが、そうやって削ったにしてもせいぜいね、栄養については栄養教諭の制度化ということで栄養職は消えちゃってるんですが、1200億、足しても1500億でしょ。で、資料1に戻りますが、縦切りで事務職1251億、栄養職318億、それぞれ数字が出ていますが、それだって2兆5700億のうちそれだけです。それ以外は全部教

員です。一気にそこまで削るのか、例え来年削らないにしてもその先どうするのか、教員のどの部分を切るのか、まず校長を切るのか。校長、教頭と上から順番に削るのか、そういう切り方をしていくのかなあ、ちょっと無理があるんじゃないのかなと考えてしまいます。そうじゃなくて負担率の引き下げというやり方はないかなと考えちゃいます。

この表を横にして見てみてください。「縦切り・横切り」というのはそういうことです。縦切りというのは費目ごとに、退職手当とか児童手当とか、また事務、栄養と負担の種類ごとに切るやり方です。横切りというのは負担率を切るやり方、現在5割負担です。それを4割負担とか3割負担とかにすることです。そういう切り方もあるのかなというあくまで想像なのですが、しています。

まあ、切られる心配ばかりしててもしょうがないので、これくらいにしておきますが、切り方自体も義務教育国庫負担金を全額切るとするならば、ちょっとその辺の切り方も行き詰まっているかなと。文科省はその辺でお茶を濁したいのかなとも思いますが、それまで事務職員が生贄の羊にならないようにしていかなければならない。運動展開としてはそうです。そういうふうに耐え忍ばなければならぬ。全額やられた日には仕方ないのですが。文科省に事務という言葉、事務を差し出させないような取り組みが必要です。今のところ事務を差し出すということは言っていないし、先程言いましたように自民党の政調会も文部科学大臣も反対に回ったわけですから、一先ず良かったということにはなるかと思えます。

喜んでいる場合ではない
退職手当大削減への道
総額裁量制の実施は地方自治体による合理化への道を開く。しかも文科省の権益はそのまま

良かったなど言いながらも次は「喜んでいる場合ではない」ということに続きます。

何故かという、退職手当が削られました。退職手当というのは我々全体に関わります。退職間際の

方もいますよね。少なくとも後10年か20年以内にはみんないなくなりますかね、このメンバーだと。ましてやこの先どんどん退職手当として支払う金額が増えていって地方自治体の負担が増えるわけです。税源移譲をするといってもタカが知れているということを考えると、相当影響は大きいだろうなと思います。退職手当を、今までの制度の退職手当と比べると、支給率が大幅に引き下げられる、大削減になってしまうんじゃないか、事務職の国庫負担が残ったから良かったということにはならないのではないかと思います。

それから、総額裁量制ということで、地方自治体サイドで何でもやってもいいよと、先程愛知の報告にあったように少人数学級とか、そういうものはどんどん出てくるでしょう。総額裁量制は政府原案で公認されましたから。具体的な中味はまだよく分かりませんが、その方向で進むのではないかということは総務省も認めています。そうすると、当然事務・栄養とか少数職種分を教員に回すことになりかねないということです。これは98年に出た中教審答申で、標準定数法の第6条、これは職種別定数を定めているところですが、その見直しというのがこの答申のときに出ました。出たのですが、当時日教組は大分元気が無くなっていましたが、すぐ反応しまして職種別定数の解除というのは止めさせました、文部省に。我々じゃなくて日教組がやりました。それは評価していいのですけど。それにより一応今の時点ではそういうことになっています。職種別定数は守られているんです。ですから定数標準法にある事務職員分というのは、事務職員分として今は使えるんです。

でも、それを残したままでは総額裁量制の意味は無いんです。地方にとって、貰えるだけ貰っても財源が無いと、でも少人数学級をやりたい、どこから持ってくるのか、ちょっと事務職員分をつまみ食いさせてくれないか、というようなことは、当然この次の話として出てくるだろうと思います。現に、文科省がやってるじゃないですか。定数計画の中で事務職員分を教員に回している。地方にやるなどは言えないということになってくるのではないかと思います。それで、文科省としては国庫負担金全体を、

総枠を守れるのですから、文科省の省益は犯されな
い。だから、国庫負担制度だけを残しても、いくら
規制緩和しても、文科省は痛まない構造がここで
きちったわけです。ということは、我々少数職種
はますます不利な状態になってきているんだとい
うことです。

03.12.19 政府・与党協議会での了解内容の意
味するものは？

事務職員のみ切り捨てられるか、全体の議
論の中でうやむやになるか

次に、12月19日の政府・与党協議会での了解内容の意味するものは？ということですが、資料5を見てください。

資料5-1は「地方向け補助金等の改革について」ということで、国庫負担制度等をいろいろと削って「1兆円」の改革をやりましたよという資料ですが、この一番下の印のところ、「文部科学省、厚生労働省の補助金改革については、『三位一体の改革に関する政府・与党協議会(平成15年12月19日)』で、別紙の了解」があったとしています。その別紙の了解というのが資料5-2です。

その内容の一つは「義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う」これは今まで言っていたのとほぼ同じ内容です。一つ違うのは、中央教育審議会(最初の方で

言ったようにこれは権限強化された中央教育審議会です、98年の答申を出したときの中教審とは違いますが)が出ている点です。中教審を隠れ蓑にして文科省は何とか制度を守ろうとしているのですから、それを盛り込んだというのが新しいことです。

それから「退職手当等については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金を設け税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう暫定的に財源措置を講じる。なお、税源移譲の時期は国庫負担金全額の一般財源化の検討等も踏まえつつ判断する」です。よく

【資料5-1】

平成16年度地方向け補助金等の改革について

(注) 計数は整理中であり、今後異動を生ずることがある。

- 平成16年度予算においては、地方向け補助金等について「1兆円」の改革を実施(▲10,300億円程度)
- 地方向け補助金等の改革は、①国の関与を縮小して地方の権限・責任を拡大し、②国・地方を通じた行政のスリム化を推進する観点から実施する。三位一体改革の一環として、18年度までに概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行う(昨年度で5,625億円の改革)

I. 「1兆円」の改革概要

1. 「重点項目」の改革

(1) 義務教育費国庫負担制度

- > 「総額裁量制」の導入 → 教職員の給与水準や配置のあり方を地方が自主的に決定できる制度へ
- > 加配措置の弾力化 → 都道府県の自主的な選択によって、少人数指導のために措置される加配教員を、少人数学級を編成する場合にも柔軟に活用すること等を可能に
- > 退職手当・児童手当の一般財源化(将来の税源移譲までの暫定措置:16年度所要額2,309億円)

(2) 農業委員会・改良普及事業

- > 地方の裁量を拡大する観点から、農業委員会の必置基準面積の引上げ、農業委員法定数の下限の引下げ、普及センターの必置規制の廃止、普及手当支給の上限規定の廃止等の制度改正(次期通常国会に法律改正案を提出予定)
- > 交付金については、今後3年間(16年度~18年度)において、組織のスリム化に沿って計画的に2割程度の縮減(16年度は▲6.9% ▲28億円)

(3) 交通安全対策特別交付金制度

- > 国の関与を縮減する観点から、国に対する交付金の返還規定及び交付金用途等の報告徴収規定を廃止(次期通常国会に法律改正案を提出予定)
- > 違法駐車につき車両の使用者に課す行政罰を新設し、この行政罰に係る制裁金は地方財源とする(約300億円程度(試算))

※ 文部科学省、厚生労働省の補助金改革に関しては、「三位一体の改革に関する政府・与党協議会(平成15年12月19日)」で、別紙の了解

分からない文章ですけど、要するに期限がはっきりしない空手形に終わる可能性もあるものである、ただそれだけでは身も蓋も無いので、やるよというポーズだけは取りましたと。まあ、そういう読みが多分正しいだろうと思います。

さらに「税源移譲予定交付金は、人口等で地方団体に配分する」としています。これもちょっと変だなと思います。退職者の数と移譲される交付金の算出基礎である人口とは、必ずしも比例するわけではないです。だいたい人口の多い大都市部あたりというのは、学校急増期に団塊の世代以降がワッと教職員として採用されたということがあるので、あながち外れてはいないのかなという気はしますが、でも比例はしていない。損するところと得するところというのはどうしても出てこざるを得ないだろうと思うのですが、どうして人口に応じて配分するのか

ということは、いまいよく分かりません。

そして問題は次です。「学校事務職員分に係る取り扱いについては、上記の国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う中で結論を得る」。学校事務職員分に関わる取扱いです。栄養職員はどこかへ行ってしまいました。総務省が出した案も学校事務職員だけでした。名指しです。先程言ったように、去年名指しされた退職手当等が今年削られました。今年具体的に出てきたのは来年削られるのかと、嫌な予感がします。具体的に出てきているのはこれだけですよね。削るとは言っていないが、その評価はちょっと難しいですね。

資料5-3を見てください。これは昨年の決着のときに三大臣合意と福田官房長官がその後まとめた「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」という文書の表現をほぼ追認した「骨太

の方針第3弾」です。その中の表現で「学校栄養職員、学校事務職員については、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で検討を行う」になっています。この表現と比べた場合どうなのかな、と。まず、栄養職員がなくなって事務職員だけになった、これはよくないかなと思います。それで「義務教育費国庫負担制度見直しの中で」というのは「国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う」と、見直しの方向が一般財源化ということで一段トーンアップされているのかなという気がします。その中で結論を得るということです。それから「地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で」というそういう具体的な方向性は今回は示されていないから、少

【資料5-2】

(別紙)

文部科学省関係

- 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。
- 退職手当等については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金を設け税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう暫定的に財源措置を講じる。なお、税源移譲の時期は国庫負担金全額の一般財源化の検討等も踏まえつつ判断する。
- ※ 税源移譲予定交付金は、人口等で地方団体に配分する。
- 学校事務職員分に係る取り扱いについては、上記の国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う中で結論を得る。

厚生労働省関係

- 公立保育所に係る児童保護費等負担金を一般財源化する。
- ※ 公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ一般財源化を図るものであり、民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うものとする。
- 生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。

しトーンダウンしたのかなと思います。だから、トーンアップした部分とトーンダウンした部分と、総合的に評価してどうなのかなというのは分かりません。良かったのか悪かったのか、まあ名前が名指しされているのだから悪いんでしょうが。あまり、良かったとは思わない方がいいのかもしれませんが、ちょっと評価が難しい表現になっています。

レジュメにも書きましたが、事務職員のみ切り捨てられるか、全体の議論の中でうやむやになる方向なのか、どちらか分からないけれども、いずれにしてもどちらの方向になるかを決めるのは、我々自身がどう頑張って運動を作っていけるのかということにかかっているのだらうと思います。自分たちのことを守るのは自分たちしかいないのです。文科省は文科省の利害に基づいて、文科省の利害に沿っている限りは学校事務職員制度というよりも義務教育費国庫負担制度を守っていくでしょう。でも、先程言いました「喜んでばかりはいられない」といったように、守られてもあまり喜べるような状況ではないということは、やはり忘れてはいけないだらうと思います。

全学労連の取り組みについて

それから、税源移譲予定交付金ということで税源移譲されるということらしいのですが、1月9日付教育新聞は次のような記事を載せています。「全額税源移譲の場合、県間の税収格差歴然」という試算を文科省が出しました。内容をいうと、税源移譲をした結果収入が増えるのは首都や関西圏の9都府県のみ、38道県は減額になる、東京なんかは2倍以上になり、沖縄・鹿児島は半分以下に減る。で、国庫負担金を推定税収が上回るところは、東京都125.8%

【資料5-3】

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003

平成15年6月26日

(別紙2)国庫補助負担金等整理合理化方針

【教育・文化】

義務教育費国庫負担制度、教員給与の一律優遇の見直し

地方分権を推進し義務教育に関する地方の自由度を大幅に高めるため、平成14年12月の「総務・財務・文部科学3大臣合意」及び「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」で示された工程に従い、以下のとおり、引き続き義務教育費国庫負担制度等の見直し・検討を着実に推進し、必要な措置を講ずる。

義務教育に関する地方の自由度を大幅に拡大する観点から、平成16年度に義務教育費国庫負担制度の改革(例えば定額化・交付金化)のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。

義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。

学校栄養職員、学校事務職員については、義務標準法等を通じた国の関与の見直し及び義務教育費国庫負担制度の見直しの中で、地域や学校の実情に応じた配置が一層可能となる方向で検討を行う。

退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成16年度予算編成までに結論を得る。

教員給与については、平成16年度からの国立学校準拠制の廃止に伴う給与体系の見直し、及び平成18年度に実施される予定の公務員制度改革(能力・業績を適正に評価し、処遇に反映)と歩調を合わせた教員給与制度の一層の見直しを進める中で、教員の一律処遇から、能力等に応じた処遇システムへの転換に向けた検討を行う。

学級編制の基準の設定権限等の県から市への権限移譲

県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令市等関係方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。政令市立の高等学校及び中核市立の幼稚園の設置認可の見直しについては、認可制を届出制とすることにつき、関係各方面の意見を平成15年度内に集約し、その結果を踏まえ、実現を図る。

増、神奈川63.4%増、千葉31.5%増、埼玉27.0%増、愛知25.1%増...、お互い良かったですね。9都府県ということです。沖縄、鹿児島、島根、高知、青森、これは減額が多い順ですが、減るんだそうです。こうなったときに、将来の予想ですけど、三位一体改革で補助金、特に義務教育費国庫負担金を切って各地で損するところと得するところと出てきて、地方から逆の、今までは首長部局は全部地方の自由にまわせという言い方をしてきましたが、全国知事会なんか義務教育費国庫負担金の全額一般財源化という方針を出しているわけです、依然としてね。11月

に出た知事会の三位一体改革についての要望書の中で、9兆円を移譲しと言っていますけど、こういう実態が出てくると地方の方もいつまでもこんなことを言っていられないんじゃないかというのが、予想できる今後の展開です。外れたらごめんなさい、というしかないのですが…。

それから、11月18日付の毎日新聞に改革派4知事が毎日新聞東京本社内で会談したという記事を書いているんですが、静岡県、宮城県、和歌山県、佐賀県の4知事が言うには、宮城県の浅野知事は、義務教育費国庫負担金のことで「(この負担金が移譲されても)地方の裁量の余地がなく、一番必要

改革派4知事、実効性ある「三位一体改革」を注文

地方分権改革のけん引役として活躍する宮城、静岡、和歌山、佐賀県の4知事が会談し、実効性ある「三位一体改革」の実施を小泉政権に注文した。特に、改革の初年度となる来年度、他の補助金に先行して「義務教育費国庫負担金」を削減・税源移譲する案が政府内で出ていることを厳しく批判した。

石川嘉延(静岡) 浅野史郎(宮城) 木村良樹(和歌山) 古川康(佐賀)の4知事(就任順)が14日午後、東京都千代田区の毎日新聞東京本社内で会談した。

補助金削減、税源移譲、交付金見直しの三位一体改革で、政府は来年度から3年間で、補助金4兆円の削減を決めており、総額20兆円の中から、どの補助金を削減するかが焦点になっている。教員給与などを補助する義務教育費国庫負担金は03年度約2兆8000億円で「4兆円」の約7割を占める。

浅野知事は「(この負担金が移譲されても)地方の裁量の余地がなく、一番必要ない」と批判。石川知事も「福祉や公共投資など先にやるべき補助金はいくらでもある」、木村知事は「初年度に義務教育費国庫負担金だけでおしまいでは、理念がないとなりかねない」、古川知事は「義務教育費国庫負担金のような(一度に)何兆円というのではなく、3年かけてやる道筋を作っていければいい」と述べるなど全員の意見が一致した。

また、道路公団の民営化論議が進む中、全員が「無駄な道路はない」と語り、地方の道路切り捨てに強い警戒感を示した。

【「知事が問う」取材班】

(対談の詳細は18日の毎日新聞・北海道・東京・名古屋・大阪版で、また1回目の対談の詳細は10月31日の毎日新聞に掲載されています)

[毎日新聞11月18日](2003-11-18-13:13)

ない」と、削ることが必要ないということです。静岡県の石川知事も「福祉や公共投資など先にやるべき補助金はいくらでもある」と、和歌山県の木村知事は「初年度に義務教育費国庫負担金だけでおしまいでは、理念がないとなりかねない」、つまり「だけでおしまい」じゃなければいいと。佐賀県の古川知事は「義務教育費国庫負担金のような(一度に)何兆円というのではなく、3年かけてやる道筋を作っていければいい」と述べるなど「全員の意見が一致した」と書いてますけど、一致してないですね、あんまり。こうやるならいいとか、何年掲げてやるならいいというのから、これは必要ない、削る必要ないという意見まで、だいぶ差があると思うのですが、どうしてこんなまとめになったのかよく分かりませんが、そこで見なければならぬのは、知事会の中でも異論が出ている、出始めているという事実です。これは結構大きなことだろうと思いま

義務教育費国庫負担

全額税源移譲の場合 県間の税収較差歴然

文科省が試算

政府の昨年末の予算編成で焦点となった義務教育費国庫負担制度。来年度は退職手当・児童手当を一般財源化することでひとまず決着したが、仮に制度を廃止して全額税源移譲した場合、各都道府県の税収額は現行の国庫負担額からどう増減する学校現場に影響を与える

のには必至。今回の予算編成で政府は同制度の在り方を十八年度までに検討することをあらかじめ決めており、こうした試算も議論の一つとなりそう

た増減率を調べた。その結果、国庫負担金を推定税収が上回るのは東京都(一二・八%増)をトップに、神奈川県(三・四%増)、千葉(三・五%増)、埼玉(二七・〇%増)、愛知(二五・一%増)など九都府県。逆に沖縄(五六・〇%減)、鹿児島(五三・二%減)、高知(四九・二%減)、青森(四八・〇%減)など三十八道県が減った。

試算結果から文科省は、同制度について「義務教育費のための最低限の財源保証制度として、根幹は今後も堅持する必要がある」としている。

04.1.9 日本教育新聞

す。この揺さぶりを我々自身がかけて行かなければならないかなと、やはり地方の声を大きく巻き起こす運動をこの先やっていく必要があるんじゃないかと思います。

それからもう一つ、今度は儲ける方の知事で石原都知事。12月12日付毎日新聞で「三位一体改革提言で全国知事会を批判」という記事があります。三位一体改革について知事会が11月に提言を出したのですが、それについて嘔みついています。「東京都の主張が盛り込まれていないとして、石原慎太郎都知事は12日の定例会見で、『政府に結果として迎合するような、旧体制の陳腐で勝手なもの』、相変わらず過激ですね、」と批判した。矛先を梶原会長...」岐阜県の知事ですね、「...に向け、『梶原なる人は大都市の主張を封じ込め、総務省と結託している』と述べた」と。結託しているのかもしれませんが、強者の論理でしかないですね、儲ける方の都知事ですから。それで「税源移譲で地方税が拡充されるに伴い、自治体間の財政力格差が広がることを課題としているが、都は『格差がどうなるかという議論は、分権を志向した改革の本旨に反する』と主張しており、石原知事は『大都市ならではの財政需要を無視している』と非難した」と。義務教育費国庫負担金に関しては財政需要が特に東京都にあるわけではないけれども、とにかく非難したいようです。続けて「梶原会長に対し『地方分権を徹底し、日本の体質を本質的に変えるため、具体的に何をすべきか、政治家として視点を据えて発言するよう猛省を促したい』と語った。さらに、知事会は脱退しないものの『独自の運動に取り組んでいくことも辞さない』と述べた」ということです。だいぶ元気ですね、あの人は。

というようなことで、知事会内部でも今紹介したように揺れが出始めています。これからどっちの方向へ向かうかというのは、やはり繰り返しになりますが、我々の押しどころだと思います。

最後に一言だけ、地方でやっていくということと、全学労連の方もこの間総務省と、文科省・財務省・総務省の三省の中で、特に総務省とは11月の末から12月の始めの新聞報道がパーっと出たあたりに、毎日、ひどい時には1時間おきに、つかまらな

「三位一体改革」提言で全国知事会を批判

税・財政の「三位一体改革」について全国知事会(会長・梶原拓岐卓郎知事)が行った提言に東京都の主張が盛り込まれていないとして、石原慎太郎都知事は12日の定例会見で、「政府に結果として迎合するような、旧体制の陳腐で勝手なもの」と批判した。矛先を梶原会長に向け、「梶原なる人は大都市の主張を封じ込め、総務省と結託している」と述べた。

11月18日の知事会の提言では、税源移譲で地方税が拡充されるに伴い、自治体間の財政力格差が広がることを課題としているが、都は「格差がどうなるかという議論は、分権を志向した改革の本旨に反する」と主張しており、石原知事は「大都市ならではの財政需要を無視している」と非難した。

梶原会長に対し「地方分権を徹底し、日本の体質を本質的に変えるため、具体的に何をすべきか、政治家として視点を据えて発言するよう猛省を促したい」と語った。さらに、知事会は脱退しないものの「独自の運動に取り組んでいくことも辞さない」と述べた。【前田剛夫】

[毎日新聞12月12日](2003-12-12-22:09)

いんですね、相手の担当が。文教関係の担当と喋ってるんですけど、話をして新聞報道の裏を取るためにやるんですけど、「これはガセだ」とか、「これはまだ決まってないよ」とか。決まってないよというのは、新聞の方向が正しいよということです。駄目なときは完全に駄目だ、これは嘘だと言いますから。その辺で、向こうの言い回しのニュアンスの差でもって、真意のほどをこちら側で解釈していくしかないんですけど。あまり鵜呑みにはできないけども、言葉尻はどうあれ情報としては貴重なんで、そういうものをこの間取れるようになりました。その分、担当はしんどいんですけども。その間、仕事どころではなかったんです、正直言って。給与の差額が無くてホントによかったなと逆に思っちゃうんです。

そういうことで、中央省庁ともいろいろな話をし、場合によっては、去年は6月と12月に緊急行動ということで各省庁に要請行動をやるとか、そういう動きも出来るようになりましたので、今後状況としては大変厳しい状況にはなっていますけども、何とか乗り切っていきたいなと、乗り切っていきましょう、ということをお願いしまして一応とりあえずの話を終わらせます。

司会： ありがとうございます。

これから質疑・討論を一時間くらい行っています。今の話について質問があればお願いします。

4 質疑応答・意見交換

4 - 1 各省庁の利権について

O： 話の中で、各省庁の利権というか、省益によって事が左右しているような話だったが、本当に省益で状況が動いているのか。

佐野： 国の役人じゃないので省益の恩恵にあずかったことが無く、よく判らないのですが、新聞報道なんかで、官庁の抵抗勢力とか官僚が抵抗するということが書かれています。それはあるだろうと私は思います。私の分析の中でしょっちゅう「省益」という言葉が出るんですが、それは私の手法の一つと思って下さい。そういう言葉で解釈すると、いろんなことが上手く説明できるんです。ただ、表立って省益を前面に出してそれぞれの省庁がやるということは、建て前上はできないことになっているので、そんなことはないと当事者が否定すれば、そうですかと言うしかないのですが…。でも省益という言葉キーワードに分析することで各省の動きが上手く説明がつくし、適当に悪口も言えるのでそういう手法を使っていると理解してください。

4 - 2 06年「所要の検討」「結論を得る」の意味

F： 資料5-2の与党合意を得るのは何時頃、どういう流れの中で結論を得るのか、それが決まっているのかどうかというところも含めて教えて欲しい。時期と中身、年末までずーっと三すくみが続くものなのかどうか。

T： 同じ事だが、全体的には06年まで「所用の検討」を行うということだが、事務については「検討を行う中で結論を得る」というニュアンスの違いがある。これはやっぱり先行的にやるとい

うことなのか。

佐野： 結論を得る時期の問題ですが、一般財源化の議論が06年度末までに、だから07年度予算に反映させるということですよ。所要の検討を得るとか、結論を得るということの中身までは、妥協の産物ですから、依然として曖昧な表現でしかないわけです。時期だけをいえば、06年度末までにということなんでしょうが、事務職員については「06年度までの検討を行う中で結論を得る」ということですから、それよりも早いとも解釈できる。これもまた妥協の産物で曖昧なままです。さっき言ったように、決められちゃうか、ウヤムヤになっちゃうかは判らないんです。そこに我々がつけ込む余地があるということなんじゃないかなと思います。だから、中身については全く分かりません。それは、我々がどうしたいかということでもあります。どうしたいかと同時に我々が何をやるかによって変わるものですし、そう思いたいですね。

F： 04年度予算に関しては1兆円削減の中で総務省が事務職員分1300億円あるじゃないかと言ってきたのだが、来年度はこういう合意があるからそういう出方はしないと思っていいのかわ。

佐野： 去年の三大臣合意で、退職手当・児童手当があった。先ほど言ったように「退職手当・児童手当の取り扱いについては関係省庁間における継続検討課題とし、2004年度予算編成までに結論を得る」というのがその内容だが、結論の中身はその時には明らかでなかったけれども、「削る」という結論だったわけです。これも妥協の産物だったのですが、どこかを削らなければならぬのであれば、具体的に名前が出ている方が早い、早いというか優先順位の上位になってしまふ、それはルールとして決まっているわけではないがやりやすい方からやっていく、やりやすいからこそ名前が出ているんじゃないかということです。ただ、今度の場合は、違うのは外野の省庁(総務省)が担当省庁(文科省)に対して外から言ったということです。退職手当・児童手当については担当省庁が言い出したことでした。その辺の差があるだろうと思います。もう一言

うなら、財務省がそちらに乗っかる可能性がある。85年から財務省は「切れ」と言い続けてきたわけで、だからその辺の力関係でどう変わるかということがあります。まあ、危ないなと思っておいた方が間違いないんじゃないでしょうか。

4 - 3 税源移譲予定交付金はどこへ

F： 税源移譲予定交付金は総務省から県に来るものなのか。それから教育委員会予算に回ってくるのか。

佐野： 給与負担法というのがあって県費負担教職員制度というのがあるのだから、当然各都道府県に行くのは間違いないだろうと思います。それで、どんな使われ方をするのかということですが、国庫負担金ではなく交付金になったわけだから、総務省のスタンスとしてもそんなに強い縛りはかけないだろうと思います。しかも知事部局の財政当局がどういう判断をするかといえば、先ほど言ったように人口比率で配分するのでイコールではない、使った分だけ配分されるのではないから、場合によっては、大都市部以外のところだと足らなくなるから、プラスして予算化しなければならなくなるし、大都市部だったら削って配分するところもあるかもしれない。それは具体的に退職者の人数と退職手当がいくらで・・・という試算をする中で決まるから、各県内でもめ事が起こるだろうな、もめ事というかそういう擦り合わせがされるだろうなと思います。やはり、各県でそれがどういう風になるのか、全学労連事務局としては各地で調べて欲しいなと、逆にお願いをしたいと思っています。先日の事務局でもそういう話になって、各県で調査しようよということになっています。

4 - 4 市町村合併と国庫問題

N： 市町村合併が進められているが、それによって学校が整理されていく方向があるような気がする。整理されれば職場が無くなるということになるが、その辺の事について情報はないか。

佐野： 市町村合併と学校統廃合の話ですが、市町村合併そのもの話については、全学労連で共同実施を批判するパンフを、通称で「蹴飛ばせ」パンフというのですが、作っているの詳しくはそれを見て下さい。そのパンフの最初の部分で「構造改革と国庫負担問題」ということで文章を書きまして、構造改革、地方分権改革と規制改革と公務員制度改革の三つのくりの中で批判の文書を書いているんです。その中で地方分権、一般的にいう地方分権と今進んでいるそうでない地方分権とありまして、今進行しているものについて批判してあります。具体的にはそちらを見て下さい。

「蹴飛ばせパンフ」該当部分は巻末に

それから、学校統廃合というと、確かに地域によっては結びついているものもあるのかなと思いますが、私が聞いた話で東京都なんかは合併じゃなくて、学区自由化をすることによって、文京区は今年度から中学校の自由化をやっているらしいのですが、それが始まる前の話として、要するに中学校を減らしたい、しかし少し前に千代田区や中央区で「子どもが減ったから学校をなくす」と区の教育委員会がそういう方針を打ち出すと、そこは伝統的な地域ですから、昔から住んでいる店主や住民らが怒って「オラが学校サに何するダ」と、もちろんそれを江戸弁で言うわけですけど、相当な反対運動が起こったそうです。それを学習した文京区は学区を自由化して、そうすると人気学校とそうでないところと出るわけで、東京都ですから交通の便は良いわけですよ、交通の便が良いということはどこでも通えちゃうんです。区なんてエリアは狭いもので、人口は多いにしても、子どもの「多い」学校と「少ない」学校が目に見える形で現れると、「小さい学校だからつぶれるのも仕方ないな」と思わせるための手法だろうと、中学校を減らすための。そういう行政側の合理化手法としての統廃合でもあるだろうと思います。単純に考えれば、子どもの数が減って、特に都市部において人口急増の時には増やさなければならなかったところ、これから整理

統合していかなければならないという社会的な動機は十分あるだろうと思います。

市町村合併で言うと進んでいるのはそれ程都市部ではなくて、まあ、そんな中枢部じゃないわけで、そうなると義務教育というのは国民全体に遍く行き渡らせなければならぬという建て前と、だからどんな地域でも郵便局と学校だけはあったという、郵便局は民営化されてどうなるか判らない、学校もこの先判らないことは確かにあるのですけれども、早々無くすことができるのかな、無くさせてはいけないんじゃないかな、という気が私はしてるんですけど。全学労連的に学校統廃合に対してどうするのかという方針というか、考え方は整理されていないというのが実情ですけど、個人的にはそういう感じで思っています。

4 - 5 学校事務とアウトソーシング

F： 今日、わざわざ兵庫の篠山市から参加してくださったKさんの前の職場は廃校になったんですよね。それは篠山市合併とは関係なかったんですか。

K： 廃校は合併する前だったんですけど、そういうような一連の動きとは関係ありますよね。今勤めている篠山市というのは総務省が進める合併第一号なんです。省令が出る前に前倒しでモデルみたいな形でやってるんですが、もう5年くらい経ったのでしょうか。で、合併して市民会館とか図書館とかハコモノが終わって、今どういうことが起こっているかということ、学校校務員さんの仕事を、以前から臨時職だったんですが、プロビスという篠山市の100%出資で公共施設に職員を派遣するという人材派遣会社が去年からできて、そこに校務員の雇用元を変えてそこから派遣するという形でやろうとしている。非常に問題があると思っています。

それから学校統合の話でいうと、私の勤めている周辺部とかは児童・生徒数が足りないということで小学校の統合という話が、前の職場は中学校でまず中学校が統合(廃校)になり今の小

学校に異動してきましたが、次に小学校の統合という話があります。で、小学校統合は、昔の村単位で小学校がある関係で、地域の難しい問題があるようです。それで今度は特区の話と絡みながら、とりあえず幼稚園と保育園の幼保一体化という話があります。そういう中で小学校の隣に幼稚園があるのですが、その幼稚園を隣の幼稚園と統合するとか、それから他の地区では幼稚園と保育園を一緒にするという計画があるみたいです。

そういうのを見ていくと、合併というのは市長によるリストラだと思うのですが、一番住民に近いところから、そういうような形で人件費に切り込んでいくというのが実態です。学校の統廃合で、運営費よりも問題は市長にとっては人件費なわけで、いかに人件費を削るかということで人材派遣会社とか幼保一体化をするというようなことをやっているわけで、まさにこれは過疎の地域での問題だと思う。

佐野： 人材派遣ですか？業務委託じゃなくて。

K： 市が派遣会社を作るわけですよ。今は嘱託ということで雇用主が篠山市長ですけども、今後は雇用主はプロビスの社長になるわけですよ。日常的な服務監督は校長になるのですが、雇用関係は役所から民間になるんです。

佐野： 業務委託と派遣の決定的な違いは、現場で職務命令を出せるか否かだけだ。

K： その辺は具体的には判らないけど、出せないじゃないかな。完全に雇用主か向こうに行くから。

佐野： 出せないとするとそれは業務委託になると思うが。実際問題、あれやってこれやって等といういろいろあるけど。

K： 細かいことまでは判らないが、兵庫県でもそういうことは初めてじゃないかなと思う。

T： それは愛知県のどこかの市でもやっているでしょ、新聞に載っていて市役所の業務をかなり委託しているというが。年末くらいに載っていて全国から視察が殺到しているという。

S： 私のいる碧南市にも派遣の会社ができている。

T： 市役所の仕事を民間委託しているの？

S： それ以上のことは私も知らないのです。私も社員になりそうだけど。

4 - 6 総額裁量制、具体的にどうなるのか

K： 資料5-1に来年度から具体的にやるということで総額裁量制の導入と加配措置の弾力化ということが書いてあるのだけれど、このことによって現実に来年度からどう変わるのかということが気になる。

これとの関係で定数標準法がどう変わるのか。今年の初めに(兵庫)県教委に「どうなるのか」と聞いてみた。「国庫負担の場合、国庫清算は1年遅れでやることになっている。15年度であれば16年度に国庫清算事務をやるということで、総額裁量制になればそういう事務がなくなるのかな。標準定数法をさわってもう少し弾力化というか、もう少し使いやすくなるのかな。もっとも来年度に向けて標準定数法を一気に変えるという法案が出される気配もないし、具体的に来年度から何がどうなるという問題ではないのか」という感じで県教委の担当は言っていた。

また、具体的には「1月に文科省の所管事項説明会というのがあるのだけれども、その中で話はあるのだけれども、その中で、例えば来年度の加配の人数が何人とかという具体的な話は出なくて、考え方が出るくらいのことだ。結局は県として来年度の定数配置はどうするのかということは、だいたい2月か3月の頭に出さなければならないが、昨年ベースでいかなければ仕方がないのではないか」という言い方だった。教員の給与に関しても国立大学独立行政法人化で準拠すべき俸給表がなくなり来年から独自にやらなければならないが、「今年のベースで当面やらなければ仕方がない」ということだった。

そうすると総額裁量制になっても最終的には1年過ぎた段階あたりでやってみてどうだったかという程度のもののような気がする。このことによってどう変わるのか、どう変えていこうと

するのか、具体的には気になるのだが。

佐野： 総額裁量制については、具体的にどうなるかは確かに判らないですね。文科省自身が何も言っていないんです。それから法的にどうのこうのという話ではなくて、運用でいけるのではないかという気がしてるんです。例えば教員の場合でいうと、加配があったでしょ、TT加配があってTTでなければ加配はやらないぞ、TT以外に加配分を使っていたら国庫負担金を返せということまで文科省はやっていただけです。ところが、それをやらなくすればいいわけです。県の裁量だということまで文科省が認めるかどうかということだけの問題で済むのではないかと思います。でも、そうすると加配方式というのは成り立たなくなるのではないかという気が一方でしているんですけどね。

K： 県教委は「目的加配の分については、単価と目的加配された分の人数をかけるから、目的加配分については文科省はきちんとやるのではないか」というのだけど。

佐野： でも、そうすると総額にはならないでしょ。あれだけ打ち上げたのだから、文科省も今までとは違うことをやらなければ困るだろう、また回りの省庁、特に総務省は黙ってはいないだろう、だから何らかのものをやらなくてはならなくなっているだろうと思います。

ただ、法的にそれを変える、変えないということでは、先ほど98年の中教審答申で定数法と国庫負担法の関係が逆転したと言いましたが、それは定数基準が単なる算定基礎に過ぎなくなったわけですから、定数基準に基づいて機械的にどんどん金はあげますよ、だから地方でその金を使って、プラス をしてもいいから自由にやってねという風になっているから、総額裁量制の構造というのもその時点でやりえたはずなんです。その時はそこまでは構想していなかったでしょうけど。文科省だって出した時点では、まさかそこまで自分のところが自由化するとは思っていなかったでしょうね。ところが流れの中でそうせざるを得なくなったんです。論理的には、財政的な構造で言えば、定数法と国庫負担

神奈川新聞(03.12.31)

「教育委員会」抜本見直し 広域行政単位で設置も

文科省方針

形がい化しているとの二月にも中央教育審議会
批判が強い都道府県と市
町村の教育委員会につい
て文部科学省は三十日、
活性化と機能強化を図る
ため、制度を抜本的に見
直す方針を固めた。来年
や予算を充実させること
などが検討課題となる。
教育委員会は、地方の
教育行政の中核として一
九四八年にスタートした
が、創設から五十五年を
経て、大きな転換点を迎
えた。

現行制度には問題点と
して①予算編成権がな
く、独自の施策を打ち出
しにくい②市町村教委に
教職員の人事権がない③
教育委員が半ば名誉職と
なり、事務局案を承認す
るだけの機能になってい
る④などの指摘がある。
河村建夫文科相も十一
月の経済財政諮問会議で
「教委制度が形がい化し

ているとの議論もある」
と、見直しの必要性に言
及していた。
中教審はこれらの点に
加え①社会教育やスポー
ツ、文化の分野の首長部
局移管②広域行政単位の
教委の設置推進③委員選
任の在り方④都道府県と
市町村教委の役割分担十
なども検討する見直し。

でも始まっており、埼玉
県志木市が廃止を求めて
構造改革特区を申請、島
根県出雲市も業務の一部
を市長部局に移管、独自
に手直ししている。
教委制度をめぐって
は、一九九八年の中教審
答申が「国の関与が地方
の主体的活動を妨げてい
る」と指摘。都道府県の
教育長を任命する際、文

相の承認を必要とする
「教育長の任命承認制」
を改正、承認を不要とす
るなど、上意下達的な体
質の一掃を打ち出した。
しかし、国と地方の関
係は改善していないとの
声も強く、再度検討対象
となる可能性もある。

法との関係が逆転した時点でそこまでは可能
だったろうと思うんです。それで「後は自由に
してね」というのは文科省としては不本意なん
でしょうが、建て前としては認めざるを得ない。
後はどうやってたがをはめるのかという、文科
省というのはたがをはめるのが好きな省庁で
すから、どうはめるかということなんですが、
それはちょっとよく判らないです。

それから、年度遅れでやるという話ですが、
今までのやり方だとそれは必要なわけで、実
績に基づいて負担する、つまり実績が先にあ
って負担するのですが、今度は実績じゃなくて
算定基礎である定数法に基づいて出すわけだ
から、法自体がコロコロ変わるわけではないの
ですから、出す額は決まっているわけですよ。
決まっているものを出すのだから、後付けで
なくて前倒しで出すことは可能になるわけ
で、そうなるのかな、それとも今までの流れ
があるから、2年分を一度に渡すという話に
なってしまうから、その辺をどうするのか
かな、と思います。理屈ではできるはずなん
ですが、どうなるのかそこまでは分かりませ
ん。

4 - 7 規制改革と教育委員会制度

K : それから違う話になるのだが、今年
の1月の最初の新聞で共同通信が各知事に出
した「教育委員会は必要は不要か」というア
ンケートの結果が出ていた。兵庫県知事は
「必要ない」という回答をしていたと地元の
神戸新聞に出ていたのだが、昨年度の総務
省の事務職員外しという話やその前に知事
会で同様な話があって、今回正月はじめの
記事で教育委員会が不要かどうかという話
が出て、こういう話はどの辺のサイドから
出てきているのか、要するに総務省のアド
バルーンみたいなものだと思うが、こういう
ことも気になる話だ。

佐野 : 教育委員会制度については、12月
31日の神奈川新聞が報道しています。「教育
委員会抜本見直し、広域行政単位で設置も」
これは文科省の方針です。やっぱり教育委員
会制度が形骸化し

ているというのは確かにあるみたいで、広域行政単位、一つの自治体に一つの教育委員会でもなくてもいいよということを出しているという背景は、市町村合併と同じように教育委員会のリストラがあるだろうと思います。

もう一つは、教育基本法とか憲法見直しのように、戦後の教育制度をめぐる構造を変えていくという動きがもっと底の方にあるのじゃないかなという気が私はしています。そっちの流れ、憲法も含めた戦後教育の見直しという流れがあるのと、もう一つは、規制緩和という観点で、埼玉県の志木市というところでは25人学級をやっています、私の職場がある市の隣なんですけど、人口はせいぜい6万5千人くらいの小さな市です。その穂坂市長というのがいろいろなことを次から次へと打ち出す人ですが、教育委員会制度をなくすとその人も言っています。考えようによっては、それは教育基本法で禁じている教育に対する政治の介入ですよ。だと思っただけけれど、教育基本法の改悪の流れと合流してしまうというか、フライングしてしまっているというのかもしれないけど、規制改革特区の中で教育委員会を民営化してしまうとか言い出しているわけです。

更にその市長のすごいのは市長も無くすと言い出してるんです。市長を無くして、行政何とかサポーターという市民から選ばれた人間を使って市の行政運営をやればいいんじゃないか、市長が市長を無くすという、評価は難しいのですが、すごいことを言い出す人だとは思っているんですけど。穂坂市長が出しているのは規制改革の関連で市の行政のあり方を見直していくということの方がどちらかというと強いようです。あまり教育基本法改悪というのとはちょっと違う流れで言っているのかなと思います。ただ、教育基本法や憲法改悪の流れと「規制緩和」という新自由主義政策の流れとが一つの流れとして合流して行って、とっても危ない方向へ行く危険性はあるなと思いますけど。

余談ですが、その志木市というのは、我が朝霞市と合併の話が出ています。他に新座市とい

うのもう一つ和光市と4市あったんです。4市合併協ができていて、去年の2月か3月に住民投票をやって1市でも降りたらチャラにするという話があって、和光市という東京に一番近くて財政力が割とあったところが反対だったんです。で、一旦チャラになった筈なんですけど、残りの3市が新たな合併協を作ってしまったんです。変な話でしょ。4市合併が前提だったのにそれがチャラになると今度は3市でやると、しかも合併特例法に間に合うようにやろうよというそんな妙なことを無理やり始めて。このことだけでも合併というのは胡散臭い。ひょっとしたら25人学級やら市長廃止やら散々掻き回してくれる志木市と合併しちゃうかもしれない。そうなったらどうしようか、嫌だなと思いつつ、結論はまだ1年くらい先の話なんですけど、そういう風に思っています。

4 - 8 総額裁量制と雇用

K： 総額裁量制という、県段階で正規から再雇用や臨時に職員をシフトしていくのかなと思うんですけど、今だと加配が臨時職員だが加配でない部分にも再雇用や臨時が増えていく、総額裁量制によって正規を臨時にしていくことを県が自由にできるようになると見ておいた方がいいのだろうか。

佐野： 少人数学級を認めていくというのがそもそもそういう方向だし、事務職員についても茨城県の共同実施が再任用職員の受け皿として計画されているわけで、将来、事務職員の正規採用はほんの一握り、ないしは全部県の教育委員会に吸い上げなんてことになりかねないようなやり方をしています。教員に限らず、むしろ事務職員の方が今の流れを放っておいたら臨時化は早いのではないかという気がします。

総額裁量制が入ったからというのではなく、その前から、全学労連は、定数加配方式の時点から加配というのは不安定雇用を生み出すだけだと、不安定雇用というのは要するに非常勤、臨時的任用、もっと言えばアウトソーシングも含め

て、そういう雇用形態を増やすだけだと言っています。加配方式というのはいつ剥奪されるかわからない方式です。県も怖くて正式採用できないでしょ。一方で公務員の数を減らすぞという動きが別の方で出てきて、それとベクトルが一致するわけです、今の定数計画のあり方というのは。

K：「正規職員を」というこちら側からその歯止めをさせるようなものはないのだろうか。総額裁量制になることによってどんどんそちらの方へ流れていくように思う。

佐野： それはここにいる皆が知恵を絞って出していかなければならないことでしょうね。

4 - 9 総額裁量制の行方

T：非常に初歩的な質問になってしまうが、総額裁量制というのは来年度予算でそうするよということになって、一方で税源移譲予定交付金という話があって、更にその先に一般財源化という話がありますよね。三つ言葉があるのだけれど、その辺のずれというか、総額裁量制はそのまま行きはしないですよ、場合によっては1年・2年でなくなる、総額裁量制は文科省が財布を持っているのだけれど、その財布が向こうに行ってしまうかもしれないわけですよ。どこもかしこもその場しのぎの都合のいい言い方をしていると佐野さんは言うのだからと思うのだけれど、どうなんでしょう？総額裁量制は何時までも生きながらえる制度だとは思えないのだが。

佐野：前提として言うと、総額裁量制はもう既に前の中教審答申の考え方の中に含まれていたと、そう言っていないけど理論的には出てきて不思議ではないものです。それからそれが公務員制度改革というベクトルと一致していることからますますそれが加速する、地方分権も含めて、というか一致しているものとして流れができてしまっている。できた結果生まれてきた用語だろうと、まず一つ思うわけです。

税源移譲予定交付金というのは、今回の総務

省に気を使って新たに生み出された用語で、ちょっと流れとしては違う用語だろうと思うのです。退職手当・児童手当に関してだけの話です。だから、税源移譲するぞという、三位一体改革がちゃんと進んでいるんだぞというポーズのための用語で、ちょっと次元が違うだろうと思います。

それから、全部の一般財源化というのは、補助金削減、小さな政府を作るという新自由主義政策の中の補助金削減であり、その目標に向けての一番大きな義務教育費国庫負担金の一般財源化という議論なわけです。だから、これもちょっと見方が違うわけで、三つは並列的に並んでいる用語じゃないと思います。

T：一般財源化の中で総額裁量制というのは取り得るのか。

佐野：それはないでしょう。一般財源化させたくないから総額裁量制を言い出したのだから。だから、前の中教審答申で出たときには、さすがに文科省もそこまで想定していなかった。一般財源化なんてことはない、ありえない、ありえないけれども国と地方との関係を見直していく中でこれくらいはやっていこうよということを出して、国庫負担法と定数法の関係を逆転させちゃった。逆転させちゃった論理的結果が、総額裁量制にまで行き着いてしまわざるを得なかった。でもまだそこまでは文科省にとって許容範囲、喜んでいるわけじゃないだろうけれど止むを得ず来ちゃった。この先どうなるかというのは、本気でバトルをやるしかないでしょう。バトルをやる中で事務職が生贄になるのかどうか、ないしは全面敗北して全面的に義務教育費国庫負担金そのものがなくなり、財源配分官庁からイデオロギー官庁に変わるのか。今のところ、その機能は日の丸・君が代で随分果たしているのですが、財源配分をすることがその一つの根拠になっているわけで、それがどうなるのでしょうか。だから、省庁間でのバトルが我々のバトルとはまた別に、上の方でゴチャゴチャとやっているという構図が見えるわけで、やはり省益という手法で分析するのは正しいんです。

と、自画自賛して…。

4 - 10 一般財源化、その受け皿は？

M： 愛知県も名古屋市を抱えていて、政令市移管の問題はどうなっているのか。文科省は地方がOKを出せばそのまま認めていくのだろうか。

佐野： それ、どこかへ飛んじやいましたね。話が。

M： この間の省庁間のやりとりの中ではほとんど話は出てこなかったんだけど。それからもう一つは、万が一、一般財源化されたときには、全学労連は昔から言っていたと思うのですが、設置者負担という原則に戻る、市町村へ行く可能性があると述べていたが、ずばり、都道府県か、市町村かどちらへいくと予想しているのか？

佐野： まず、前の方からいうと、資料5-3の一番下「学級編成基準の設定権限等の県から市への権限委譲」で、「県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編成の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令市等関係方面の理解を得つつ、平成15年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ、実現を図る」としています。だから、今年の3月までに意見を集約することなんですよ、目標は。だから、この間、文科省とかその他のところもどこを切るかで、それどころではなかったのどこかへ行ったけど、中教審の中では議論されています。中教審の初等中等教育分科会の教育行財政部会というところの議事録をチラホラ見ているとそういうことがやられているようです。なかなか細かく分析まではしきれていませんが、「その結果を踏まえ」だから、理解を得なければならぬ、意見を集約しなければならぬという第1ハードルはまだ越えられていないと思います。越えたのか、超えていないのかくらいのところだから、今のところは判らない。

M： 参考までにいうと、13政令市で市長会が組織されて、名古屋の市長が会長になっているけれど、その方針を見ると「国庫負担制度の政令市移管についてもこれから議論を深める」となっているの、政令市の間でもこれからなのかな

という感じはしているのだが。

佐野： 最初我々が予想したよりも遅れているというか、時間稼ぎをしているのかなという気もしています。何故かという、義務教育費国庫負担金全体を一般財源化すればこんな議論はないわけです。わざと遅らせているんじゃないかなと思うのは、資料5-2で「義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ」云々と…。ということは中教審で今そういう議論をやっている、それがだらだと延びているうちは「踏まえ」ようがないわけです。見切り発車をするしかなくなるわけです。ということは、文科省はわざと遅らせているんじゃないのかな、という邪推がここで出てくるのです。だから、時間稼ぎをすることになってきちゃっているということです。

制度的には、確かに任命権者と給与負担者が一致するということが、すっきりすることであって、経済財政諮問会議とか地方分権改革推進会議での議論で、政令市への移管は「だからいいんだ、やるべきだ」という議論になっていたんです。去年の5月くらいに地方分権改革推進会議が意見書を出しましたが、そこではそういう話になっていました。なっていたけど、その後それどころではなくなったので、文科省も中教審に諮問をして以来、ゆっくりやっているんじゃないかと思います。

M： 逆にいうと、中教審は義務教育費国庫負担金の一般財源化をするような答申はしないでしょ。

佐野： しないでしょ。だから総務省はそれを全然信用していません。メンバーを見ればやるわけはないって。

M： でも、これを「踏まえつつ」となっているのだけれど、踏まえないで一般財源化ということはあるのだろうか。

佐野： だから見切り発車で。文科省が全面敗北したらそうでしょう。どういう条件で全面敗北するかという、総務・財務連合がきちんと成り立って、文科省を攻め立ててということだが、自

民の文教族や、与党合意がここまでできていてそれを無下にはできないし、その辺の政治的な力学がどう働くかというのは判らないですね。総務省は一般財源化だし、それから総務省だけでなく新自由主義政策を進めたい、進めようと本気で思っている人たちは全部一般財源化だし、それがやっぱり「構造改革」対「抵抗勢力」の構図になるのかなと思います。

それから、一般財源化された後、市町村へいくのか都道府県なのかということですが、昔は全学労連は義務教育費国庫負担制度の理論的な、法的な関係性から言えば、国庫負担制度があって、給与負担制度があって、その上に標準定数法が乗っかっているというそういう構造を考えていましたから、一番下にある国庫がこければ全てがこけるということで市町村にいくと考えていました。何度も言うように、それが逆転しちゃったわけですから、一番上に乗っていたものが算出基礎として一番下にきたわけです。そうすると、上に行っちゃった国庫負担制度がなくなるとどうなるでしょう？真ん中の給与負担はなくなるのかどうかという、ちょっとそういうことは考えていないんです。しかも事務・栄養だけでなく、全体の一般財源化という話は想定外で、あまりそういうことを考える状況ではなくなったと言った方がいいのかな。いずれにしても、国庫負担制度が残ろうと残るまいとえらい事態になっているということです。

退職手当だけの話でなくて、公務員制度改革もあり国家公務員も地方公務員もバンバン定数削減されています。総務省なんかは一般財源化ということを一方で言いつつ地方公務員削減を叫んでいるんです。それから給料の抑制措置が全国でどれくらい行われているかという調査をして、更にそれを推進しようとしています。そういう一公務員としても良くない状況中で一般財源化という話になっているわけで、ましてや名指しでメニューに上がっている学校事務職員としては、国庫負担に残っても残らなくても、どちらにしても良くないなという状態になっていると思います。

国庫問題の始まりのころは、切られたらどうしようかというのが一番の課題だったのですが、切られなくても酷い状況になるという今の局面からすると、大した問題ではないというわけではないけど、昔に比べると随分ウェイトとしては下がっているんじゃないかなと思います。闘い方としては、市町村費になると不利ですよ。労働組合として組織上難しくなることから、政令市に移管されても困りますよ、と訴えていくしかないんです。

今、埼玉で県の職員団体登録をしようという話を始めてるんです。連合体として。教員の組合とか、僕らのように朝霞学校ユニオンというローカルユニオンを立ち上げてやっているところとか、埼玉学労協という協議会組織なんかを集めて連合体として組合登録をやるんじゃないかということで、人事委員会へ何回か行って話を聞いているんですけど、人事委員会は任命権者が一致するというのを相当強調しているんです。組織内に政令市のさいたま市の人間もいるんだけどということを言うと、県費負担制度が残っている間は良いけど、そうでなければ別組合だから県としては認めない。以前はそんなことを細かく言っていなかったと思うのだけど、厳しくそういうことを言い出しているのです。まあ、組合的には難しい局面になってくるのかもかもしれません。

4 - 11 今後の展望、希望をもちょう。

K： 三位一体の改革だが、4兆円の補助金削減について小泉政権が倒れたら変わるのだろうか。例えば民主党が政権をとったらますます加速されるのか

佐野： 判らないですね。

M： でも民主党はマニフェストで全ての補助金を廃止して税源移譲すると言ってますので。

佐野： そういう意味では民主党の方が厳しい。橋本内閣とかもっと前から、新自由主義への構造転換というのは中曽根のころからもあったわけです。少しずつやられてきたのは間違いのないわ

けで、小泉はもともと郵政民営化論者で、一言ボーンとぶち上げて後は任せたという最初の破壊力だけは持っている人間なんで、それが出てきたもので、余計にバンバン出てきちゃったというのは確かにあるだろうけども、底流としてはその流れは昔からあった。国庫負担の構図が変わったと言っておきながらこういうことを言うのも何なんだけれど、国庫負担問題が最初に起こったときも、要は歳出削減、国の補助金を減らすという流れの中で一番削りやすいところという発想で大蔵省が出してきたわけで、そういうことは既に中曽根の時代からあったことはあったわけです。だから民主党に変わろうと何であろうと程度の差はあれ、進められることには間違いないだろうと思います。

ただ、あまり悲観的なことばかりを言っているのは元気がなくなってしまうので、別なことを言いますが、いろんな動きが確かにあるし、「抵抗勢力」と悪口を言われながらも、我々も含めて結構いろんなところが抵抗している。向こう側だっているんな軋轢があるんだぞということがこの間見えてきたわけで、それに上手い具合に食らい付いていく。国庫の初期のころは地方から中央を包囲するというので、大蔵省を孤立させることができちゃった。今度は省庁間の争いの中で、ここを押すとかあそこを押すとかというもあるし、押し切れるかどうかという力量的な問題はあるけれど、それを巻き込んでもっと運動展開していくというのは可能だし、現にやって来れたと思っているわけです。単に偶然に、我々がしたことが無駄なことで、たまたまそういうふうに決まってきたというだけではなかったらと思います。

それからもっと大きな話をすれば、新自由主義のグローバリズムに対して全世界でいろんなところで反乱が起こっているわけだから、何万人ものデモがサミットなんかで押しかけちゃうという運動は全世界で起こっているわけで、それに全面的に依拠するわけではないんだけど、そんなに長いことグローバリズムの動きが続くわけではない。我々は、新自由主義の政策は単な

る選択しうる政策のひとつに過ぎない、既定の絶対に変えられない動きではないんだという視点を持った上で、その中で自分たちの労働条件を守る運動をやっていくべきじゃないかと思えます。そうでなければ、本当にチマチマした課題だけに振り回されてどんどん暗くなるばかりなので、いいところを無理やりでも見ていく。

それに今日もベラベラ喋っているんですが、コロコロ変わる情勢に関する情報をこちらから、全学労連事務局側から発信するばかりでなく、いろんな地方でも集めてもらってやっていくというのは重要です。これから、特に局面が煮詰まれば煮詰まるほど地方からの情報は大切になるので、それはみなさんが各地で発掘したのを、中央でやったのと相互交換する中で大きな運動の流れを作っていくというのは必要になると思います。そうすれば厳しい状況の中でも何とかなるし、何とかならなくてもそういうものを発掘し運動を作ってきた実績というのは当局側が見ているでしょ。それは決して結果が負ける負けではなくて、その後の展開に決して無駄にはならないんじゃないかなという気がしますんで、希望は持ちましようということで、・・・なんかまとめてしまいましたが。

司会： 最後に委員長から一言。

5 集会のまとめ

まとめというか、お礼を言いたい。これだけみっちり勉強したのは久しぶり、何年ぶりかな、例年の大会を別にして一つのテーマで勉強するのは本当に久しぶり、給与カット裁判の出始めの頃以来のことで、何か久しぶりに勉強した気になりました。その上、佐野さんには遠くからきていただきまして、佐野さんを中心にして今日は半日過ごして、非常にお疲れだと思うので、後から慰労の場を設けるのですが、とりあえずみなさんお礼を言いましょ。ありがとうございました。

愛学労としても小さい組合ながらやれるだけのことはやっていこうということでやってきましたが、この間若干マンネリ化といういい方がここ数年ありましたが、昨年にもう一辺目が覚めたという感じで組合員の意欲というか、気持ちも締まってきたのかなと感じています。国庫問題というと愛学労結成の契機でもありましたので、その点では県内では先鞭をつけてきたという意識がありますので、愛知の中での状況を我々なりに切り開いていくという気持ちを今日も私自身固めたところです。

これから何をするかは今月末に定期大会もありますので、その場で議論して、今日のところはこの場で国庫問題の集中審議をしましたので、大会の時にはそれほど時間をとる必要はないわけですから、これからどうするかという議論を大会の場でやっていきたいと思います。

来年も同じように集会をセットするのか、旗開きもかねてこの時期に国庫集会をやるのもなかなかいいねと思っていますが、来年は「ついに外された！国庫負担制度」ということで、じゃあどうしようかという形で集会を持つことになるかもしれませんが、それでも我々は、何をやるかという感じで、がっかりこない、多分がっかりこないですね。これだけ20年間言われ続けたんで、ああやっときたかと、ニュアンスはいろいろですが、よしこれから何をしようかという気持ちに切り替えて定年まで頑張

ろうかなという個人的な思いがあるわけですね。来年もこういう場はおそらく考えられます。それに向けて一年間、それこそ愛学労結成の時にスローガンのように言ってました「悔いを残さない闘いをしよう、あれをやっておけば良かった、これをすべきだったと言わない闘いをやっていこうというのがスローガンでしたので、「最後の一年」を悔いを残さず闘い抜こうというまとめ方にさせていただきます。今日はありがとうございました。

【巻末資料】

蹴飛ばせ!!共同実施(抜粋)

2002年11月30日
全学労連 学校行革対策部

ガクロー君が、カイカク君に答える
我々にとって、「構造改革」とは？

Q & A

Q：最近やたらに「改革」という言葉を耳にしますが、要するに何が目的で、どうなっているのでしょうか？

A：冷戦終結後特に、顕著にアメリカ合州国1人勝ちのグローバリズムが展開され、それに従わないものの排除が公言されるようになっていきます。最近の北朝鮮やイラン・イラクなどに対する一方的な「ならず者国家」呼ばわりは、自らの秩序に従わないという理由一点のみから暴力的に排除を主張するものです。それぞれの国の持つ問題点とは別に、まさにアメリカ合州国こそが独善的な“ナラズモノ”国家であることを示しています。その親分ブッシュに追随する子分コイズミは、有事法制の整備などで日本をアメリカの戦争体制にさらに協力できる国にしようとしています。

そのことの経済的表現として、小泉総理はグローバリズムに対応するための「構造改革」を精力的に進めようとしています。背景には経済の低迷や政治の閉塞状況があるのは確かで、その改革に対する期待感が小泉人気を押し上げていたのですが、1年前に比べて支持率はだいぶ落ちてきました。なぜかという、「構造改革」の手法が、乱立する“会議”の答申・報告で論議を既成事実化し、反対意見を封じ込めるというやり方で、1980年代前半に中曽根総理が臨時行政調査会や臨時教育審議会などを立ち上げ、法的に何ら権限を持たない会議の議論を既定方針化させていったやり方に良く似ていて、

決して目新しくも何とも無く、先送りばかりで成果が何もあがっていないからです。さらに「痛みを伴う改革」の“痛み”は社会的弱者にのみ向けられるものだということがかなりはっきりしてきたと思います。

Q：我々にとって「構造改革」はどういうところで関わってくるのでしょうか？

A：構造改革については経済学的な定義や分析の仕方があるとは思いますが、我々の問題として考えるためには、規制改革、地方分権改革、行財政改革の3つの方向から見る必要があると思います。

Q：規制改革というのは、国家の規制を緩和することで良いことではないのですか？

A：これは現在「総合規制改革会議」というところで議論がされています。この会議は1年程前までは「規制改革委員会」と、そのもっと前は「規制緩和推進委員会」という名前でした。要するに規制改革と方向性をぼかしていますが、元々規制緩和を進めるためのものです。

ひと口に「規制」と言っても、そこには二つの意味があります。ひとつは国家秩序を維持するための権力の発動、強制力としての規制です。これは概ね余計なお世話であるものが多いのですが、その最大最悪のものが国家間の強制力のぶつかり合いである戦争というものだと思います。こういう規制が緩和されるということは歓迎すべきことなのですが、それとは別のもうひとつの意味があります。すなわち社会的な公正さを保つために、弱者を保護し強者の力に対して行われる規制です。当然こちらの規制が緩和されると、強い者が得をして弱い者が損をします。

実際の改革がどうなっているかを見ると、結局、グローバリズムの経済理論である新自由主義が提唱する自由競争・市場原理を前面に押し立て、強者である資本の自由な活動を促進するために、弱者の保護という規制が緩和されているに過ぎないのではないのでしょうか。労働三法

や人材派遣法・職業安定法等の労働法制の見直し、これは資本に対する弱者である労働者の労働に関する権利を保護する規制を無くしたり、雇用を不安定化させたりする効果をもたらしています。そもそも競争で社会的な調和が形成できるという前提が新自由主義の幻想で、それが野放しにされている結果が昨今の状況と考えたほうがよいでしょう。

教育や学校も例外ではなく、規制緩和の対象にされています。最近いわれる学校選択制や学区自由化・国立大学の法人化などもこの流れから出ているわけです。そもそも義務教育というものも、国民全体に一定の教育水準を保障しようという一種の弱者保護政策なわけで、そこへの規制緩和・市場原理の導入というのは危険なものと考えねばなりません。

Q：公務員のやっている部門に市場原理を取り入れて競争させれば、互いに切磋琢磨してうまくいくのではないのですか？

A：規制緩和の流れの中で「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる。」と言われていますが、素朴な疑問として、ここ数年の話題としてよく出てくる景気の低迷・不良債権・金融破綻・雪印食品・リストラ・失業等々、少し前にもみずほ銀行の騒動もありましたが、こういうことを見ると民間がそんなにうまくいっているの？と疑問に思います。そのまねをしてどうしようというのでしょうか。前項で述べたように、競争させれば良いというものでは無いのです。その上他方では銀行への公的資金の投入を云々し、まるで銀行を国営化しそうな変な動きもあります。論理の一貫性がまるでなく、ご都合主義の改革と言うべきです。この傾向は地方分権改革でも同様です。

それでも懲りもせず、今年(2002年)7月23日に総合規制改革会議の中間まとめが出され、その中では学校への株式会社の参入が検討されています。学校というのは営利を目的とするものではないので、学校教育法で設置者がきちんと限定されています。たとえ私立学校であっても

学校法人として、その他の営利団体とは区別されているわけです。そこに営利を目的とした株式会社が参入出来るように規制緩和しようというのですから、もう何でも有りですね。この議論はまだ続けられているようですが、こんな議論が起こる「改革」自体が異様と言わなければなりません。

Q：次に地方分権改革ですが、権力がより身近な自治体のものになり、地方の事を地方が自主的に決められるというなら良いことだと思えるのですが？

A：一般論で言えばその通りです。一時は、かなり進歩的な考えを持った人でも国の地方分権の推進に期待をしていた向きがありました。しかし実際の改革がどのようなものかが見えてくるにつれて、幻想としての地方分権も明らかになってきました。「地方分権改革推進会議」というところで議論が進められていますが、結局のところそれは、住民自治・地方自治の促進にならない、中央集権的統治方式をより強化する変更ではないかということです。

平たく言えば、新自由主義の言う「小さな政府」を作るため、国はなるべく手抜きをして歳出削減をしたい。そこで地方へ仕事の押し付けや歳出のツケまわしをする。押し付けられた地方では、市民ではなく行政当局が“自発的に”歳出削減の為の人員削減合理化やその結果としての行政サービスの質低下をせざるを得なくなっていくということです。

この流れが私たちにも関係してくるわけですが、歳出削減の一環で義務教育費国庫負担金を見直し、教職員の人件費を全額地方負担にして、地方に対する定数標準法などの学校職員の必置規制を緩和することにより、地方の行政当局が“自由に”学校などの職員の数を決められるようにする。要するに国の仕事の押し付けや歳出のツケまわしを、地方への「権限委譲」とか「地方分権」とか呼んでいるわけです。

そしてその裏では、自衛隊海外派兵・国旗・国歌法・靖国公式参拝・通信傍受法・住基ネット・

個人情報保護法・有事立法・憲法改定・教育基本法の改定などなど次々と重大な問題が実施されたり検討されたりしています。思想や国民管理でソフトとハードの両面から中央集権的な国家の統治機構の再構築が進んでいるわけで、それとセットになるような「地方分権」はいらないと言わなければならないでしょう。

Q：でも地方では、自治体の合併が進められているようですが、これは地方分権改革の成果ではないのですか？

A：これはハッキリ言ってまやかしです。地方分権だと言うなら、合併も地方が判断すればいいはずですが、一方で「地方分権」と言いながら、他方で自治体の“自主的な合併”を強要するという矛盾をおかしています。最近特に露骨になってきました。本音が出てきたと言うことでしょうか。

国は「平成の大合併」と呼んで、3千何百かある自治体の数を三分の一とか千くらいに減らすと言っています。最初から数値目標を決めているわけです。しかも合併特例法で、2004年度までに合併すれば財政上の優遇措置があり、その一方で小規模市町村の交付税は削減をする。これを餌にしてさらに合併に向け追い立てているわけですが、その優遇措置は10年間だけで、その期限が切れるとそれも無くなるので、期限内に合理化をするノルマを課せられることになります。市町村合併の後には都道府県にも手をつけるような話もあります。道州制の議論も出ている。合併の進行が思ったより少ないので「地方制度調査会」というところは、合併しないところには財政的なペナルティを課すとか、小規模町村は権限を縮小し窓口業務に限定するなどと言い出して、地方からの猛反発を受けています。国が強権的な手法で「地方分権」の名の下でやっているわけです。

合併を推進しようとする人たちは、地方の財政基盤確立とか住民サービスの向上とかもっともらしく言いますが、財政規模が大きくなる事と基盤が確立する事とは別問題ですし、規模が

大きくなればそれだけ行政は住民から遠くなるのが普通ではないでしょうか。要は、自治体の財政規模が大きければ、相対的に前項で述べたような国の歳出削減の為のツケまわしをし易くなる上、数が減ればそれだけ国が管理し易いから推進されているというのが本当のところなのでしょう。

Q：今の地方分権の進め方に問題があるというのはわかりましたが、では地方分権はまったくダメなのでしょうか？

A：そんなことはありません。今の「構造改革」の名の下で行われているものがダメなだけです。福島県矢祭町は、昨年合併しない宣言を採択して大きな反響を起こしましたが、今年は総務省の進める住民基本台帳ネットワークへの不参加表明を行いました。地方の小さな町でのまさに英断というべきでしょう。国の圧力と住民の意向のどちら側に地方自治体がつくのか、地方分権とは何なのかという問題や、単に国に追いつかれる存在ではない地方の可能性をはっきり示してくれた快挙だと思います。

他にも色々な制約の中でも頑張っている地方独自の取り組みが、昔に比べずいぶん話題になるようになってきました。すべてを良しとすることは出来ないでしょうが、国に対する地方の自立への流れは確かに存在します。こうしたものも、制度いじりばかり議論している国の地方分権改革論議の副産物、というよりもこちらの方が地方分権の本筋なのだろうと思います。

Q：行財政改革ですけれども、これは行政改革推進事務局や経済財政諮問会議で公務員制度改革や税制改革・公共事業見直し・民営化など、今までの話とも関連するかなり広い範囲の議論がされていますよね。この中で特に我々に関係の深いのが公務員制度改革だと思うのですが、今どういう状況になっているのですか？

A：公務員制度改革は、2006年度の国・地方同時期の公務員法改定を目指して進められています。2001年12月25日に「公務員制度改革大綱」が

出されました。ひところ一部期待と不安を持って注目されたスト権などの労働基本権の制約は、結局解除しないことになりました。「規制緩和」と言いながら、こういう規制は全然緩和する気が無いようですね。それに対して別なところでの規制はずいぶん緩和しています。

まず、一般職には能力等級別給与制度と業績評価制度を導入する。上級幹部職にはこれを適用しない。ということは、下っ端は成績主義・競争主義で追い立てられても「エライ」人はそうならないわけで、批判されていた官僚主義は緩和どころか強化され、公務員の身分保障が下っ端だけ緩和されるということになります。また、民間企業の従業員としての地位の併有が提言されています。「民間からの人材確保」などと言っていますが、何のことは無い官民の癒着構造の強化ということで、全体の奉仕者であるべき公務員制度に対する大きな規制緩和です。

Q：地方公務員も同じような動きなのですか？

A：地方公務員に関しては、1999年4月27日に「地方自治・新時代の地方公務員制度」というのが出されています。以前は国家公務員を総務庁が、地方公務員を自治省がそれぞれ管轄していました。その後の省庁再編で総務省が一手に管轄するようになりました。それだけでも大変な権限ですよ。

どんなことを言っているかというと、「柔軟で弾力的な多様な勤務形態」と称して、任期付任用制度の積極的導入を言います。要するに臨時や非常勤・短時間勤務などの不安定雇用職員を一般化するということですね。また、「能力実績を重視した人事管理の新たなあり方」と言って、成績主義・競争主義を強化しようとしています。さらには、ライン職・スタッフ職・専門職を分離させ、官僚主義の強化を目指しています。これを「複線型人事管理」と呼んでいます。

どちらも言い回しだけはもっともらしく聞こえますが、公務員労働者の抵抗力を無くしたまま、競走や管理を強化し、公務員の中の階層構造を強め、民営化を進め、官僚主義を強化させ

ようというやらずぶったくりの“改悪”に他なりません。

公務員法改悪は2006年度とされていますが、最近では給料カットやマイナス人勧等の動きや、全国各地で電子自治体化構想が顕著に進められています。制度改悪とはそうしたことの積み重ねが一気に現れるわけで、実質的には既に始まっていると言えると思います。

Q：学校職員も同じ流れに巻き込まれるのでしょうか？

A：2004年に国立大学が独立行政法人化されるのに伴い、国の教育職給料表が無くなります。そのためこれまで全国一律に国に準拠してきた地方の教育職給料表の根拠が無くなり、地方が独自に給料表を作ることになります。これは当局側にすれば給与体系見直しの絶好の機会であり、大幅な制度改定が進められる可能性が高く、それと同時に教員以外の学校職員にも波及することも有り得ます。ですから、学校職員は公務員制度改悪の波を前倒し的に被る事になるかもしれません。

Q：構造改革を3つの側面から見てきましたが、要するにそれは弱者の“痛み”を前提に、強者である大資本の自由な利潤追求のため、小さな政府を実現し中央集権的国家統治機構を再構築するという、新自由主義のひとつの政策に過ぎず、決して必然的なものではないということですね？

A：その通りです。

学校事務はどこへ行く

04.1.12 国庫問題を考える集い記録

2004/02/21 愛知県学校事務労働組合

(郵便振替口座) 00880-7-25400

(連絡先) 名古屋市中区千代田3-32-8-254

Tel:052-323-6906
